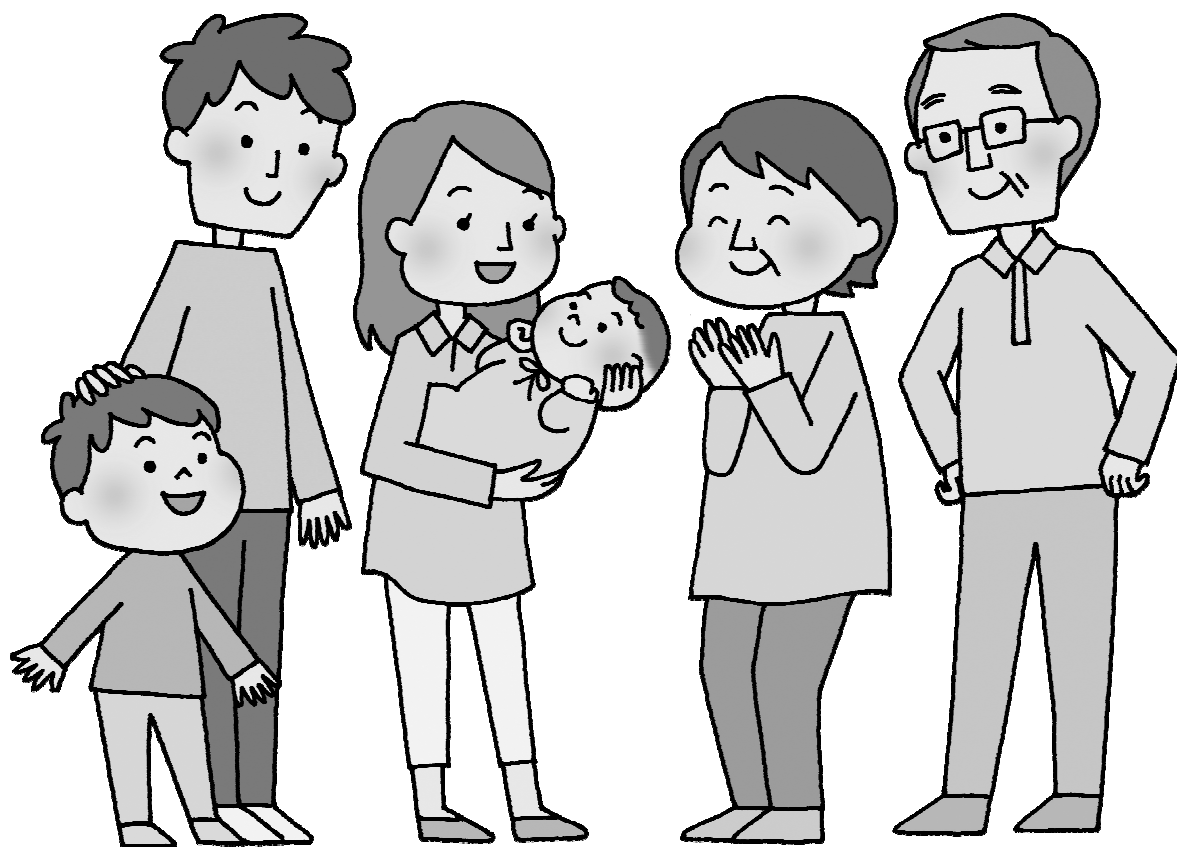


常滑市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



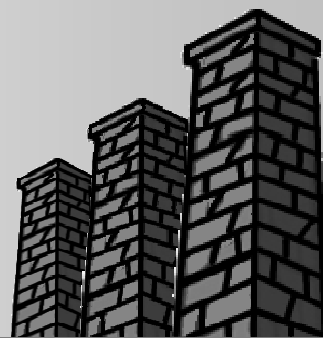
常滑市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	2
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と他の計画との整合	3
3 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 常滑市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
2 アンケート調査結果.....	12
3 現状から見える課題のまとめ.....	24
第3章 計画の基本理念.....	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点.....	27
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	30
1 幼児教育・保育提供区域の設定.....	31
2 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策.....	33
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42
第5章 子ども・子育て支援施策.....	54
1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保.....	54
2 子ども・子育てに関する専門的な支援.....	55
3 仕事と子育ての両立支援	59
第6章 計画の推進体制.....	62
1 計画の推進に向けて.....	62
2 計画の進捗・評価.....	62
資料編.....	64
1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱	64
2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿	66
3 計画策定の経過	67
4 用語集	68

第 1 章

計画の基本的な考え方



第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、出生率の低下に伴い少子化が進行しています。平成 25 年の合計特殊出生率は 1.44 と、平成 24 年の 1.41 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（人口置き換え水準）である 2.07 を大きく下回っています。

子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する支援や協力を得ることが難しく、子育てに不安や孤立感を覚えている家庭も増えつつあります。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市では、平成 21 年度に常滑市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）である「とこ とこ とこなめっ子プラン」を策定し、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され子育てに喜びを感じることができる社会の構築にむけて取り組んできました。

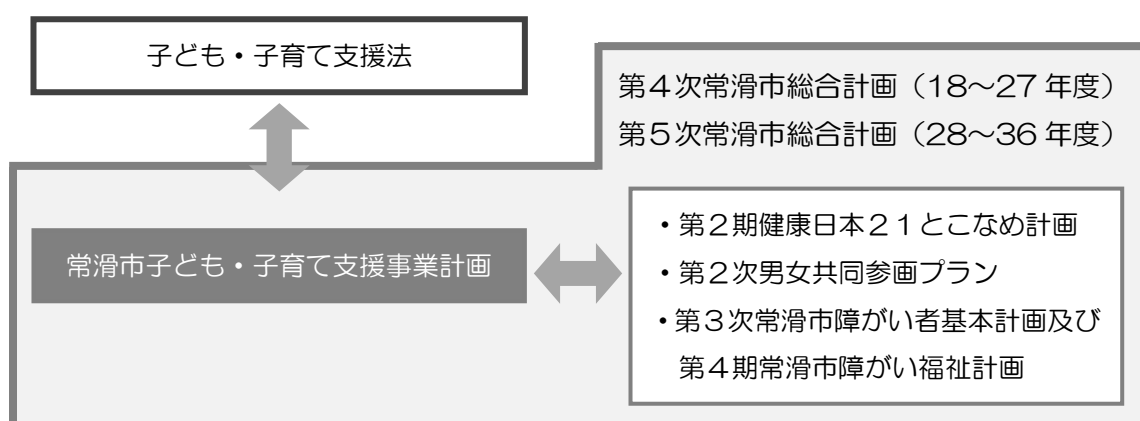
しかし近年、新興住宅地での急激な人口増加による教育・保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、この度「常滑市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市において幼児教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制を整備し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組めます。

2 計画の法的根拠と他の計画との整合

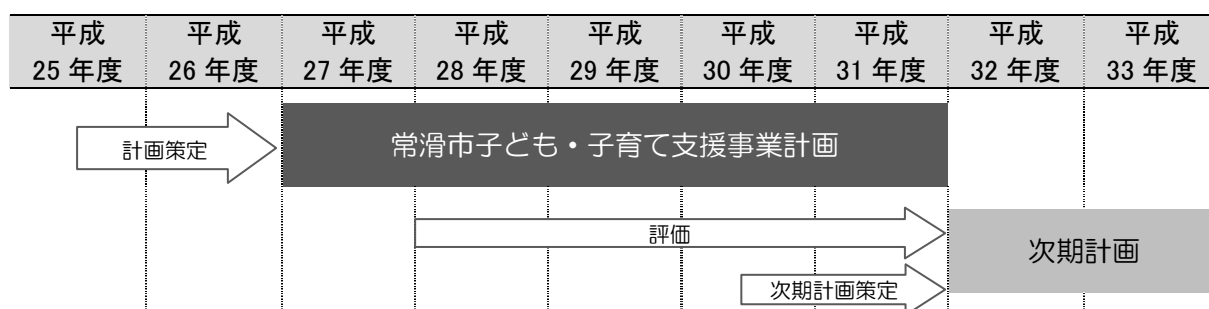
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本市の上位計画である「常滑市総合計画」やその他関連計画との整合を考慮して策定します。

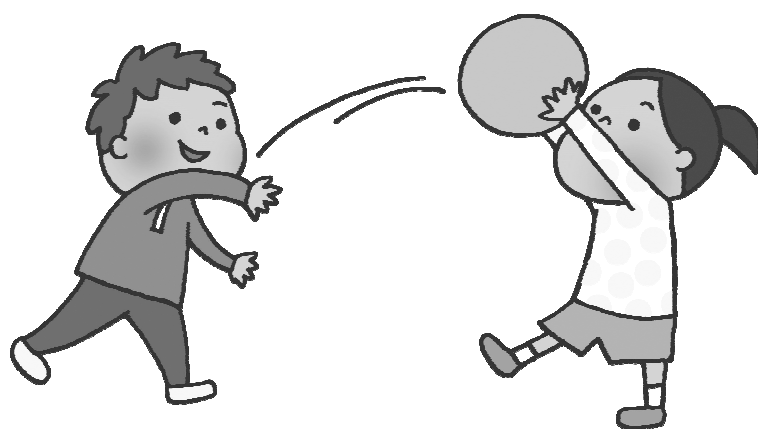
また、本市では、常滑市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に基づき、子ども・子育てに関する施策に取り組んできたことから、本計画においても考え方や関連する施策は継承し取り組んでいくものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。年度ごとに実施状況や成果を点検・評価し、計画の最終年度である平成 31 年には計画の達成状況の確認と見直しを行います。





第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 常滑市の子ども・子育てを取り巻く現状

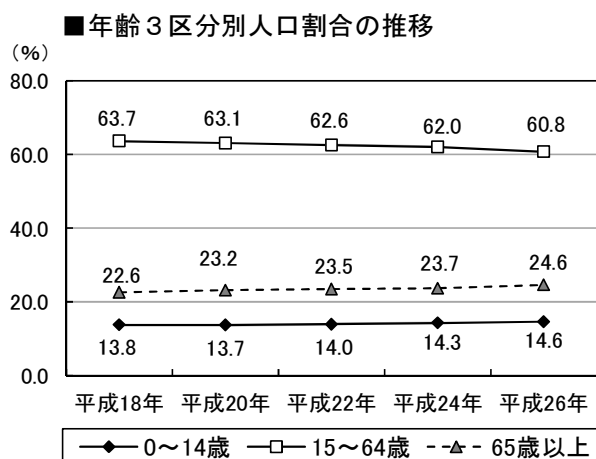
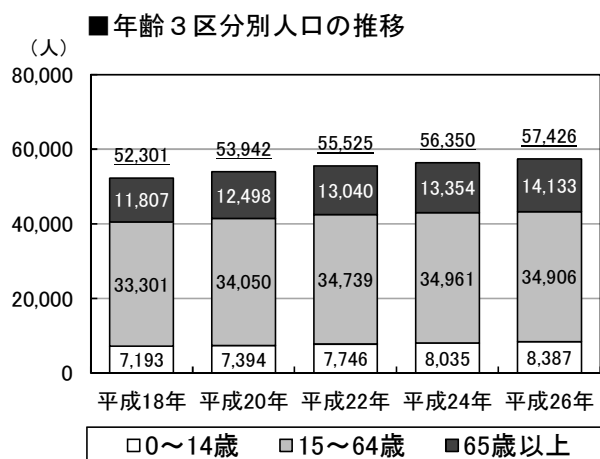
(1) 人口の状況

本市の人口は、平成18年から平成26年にかけて増加しており、平成26年は57,426人となっています。

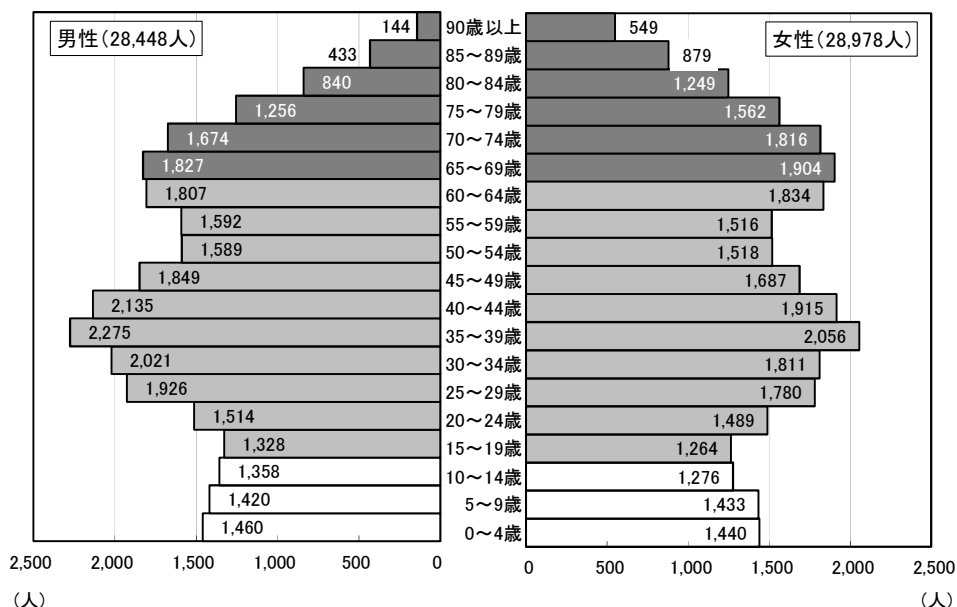
年齢3区分別人口をみると、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口とも増加しているものの、高齢者人口の増加が最も多くなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合と高齢者人口割合が増加しており、生産年齢人口割合が減少しています。

人口ピラミッドをみると、35歳～39歳の子育て世代で人口が最も多くなっており、子育て支援の充実が求められています。

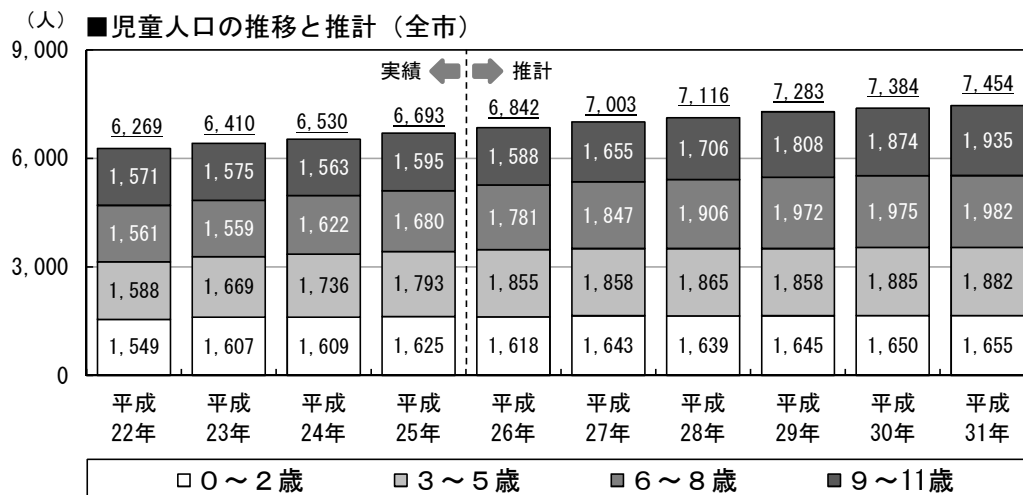


■ 人口ピラミッド



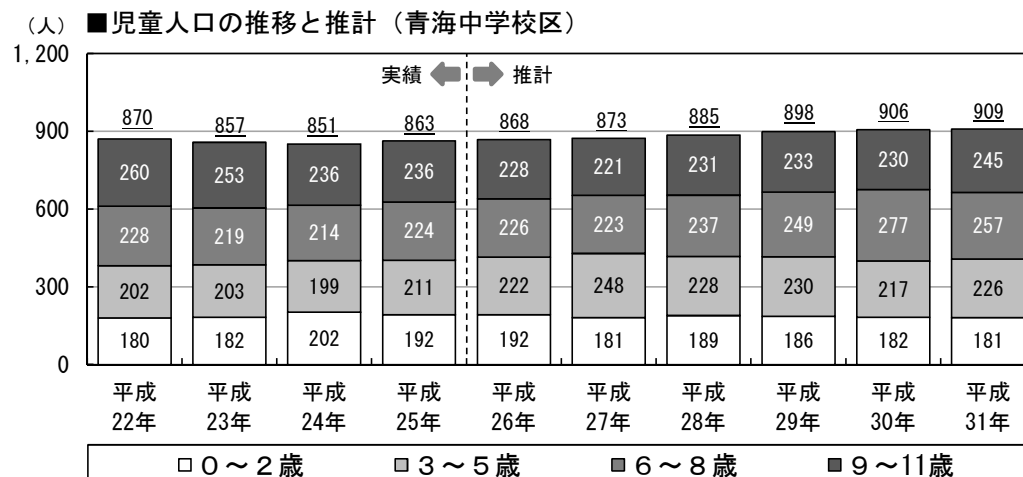
（２）児童人口の推移と推計

本市全体の児童人口の推移をみると、平成 22 年から平成 25 年にかけて増加しています。平成 26 年からの推計でも増加傾向のまま推移していく見込みとなっており、平成 31 年には 7,454 人と、平成 22 年から平成 31 年の 10 年間で 1,185 人の増加となっています。



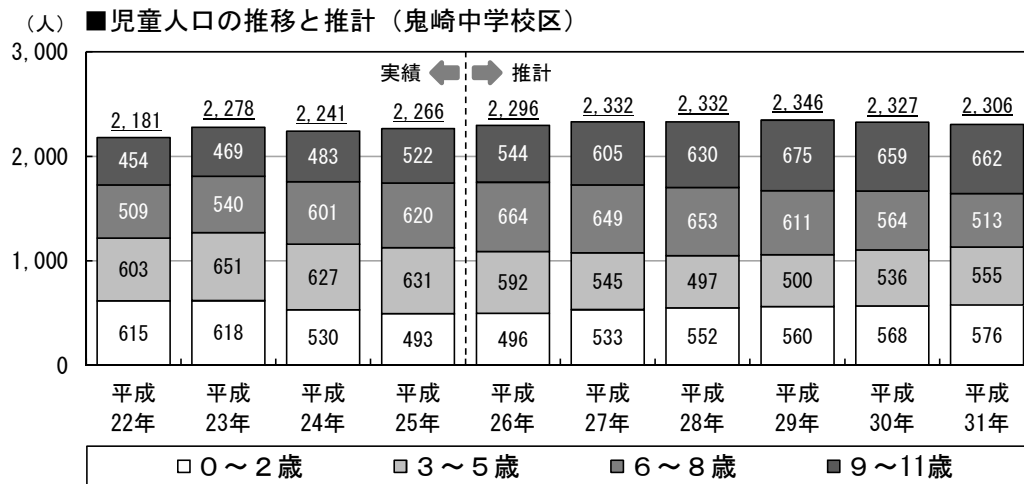
資料：平成 22 年～平成 25 年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 10 月 1 日）
平成 26 年～平成 32 年推計…コーホート変化率法により算出

青海中学校区の児童人口の推移をみると、平成 22 年から平成 24 年にかけて減少していたものの、平成 25 年には増加に転じています。そのため、平成 26 年からの推計でも増加傾向のまま推移していく見込みとなっており、平成 31 年には 909 人と、平成 22 年から平成 31 年の 10 年間で 39 人の増加となっています。



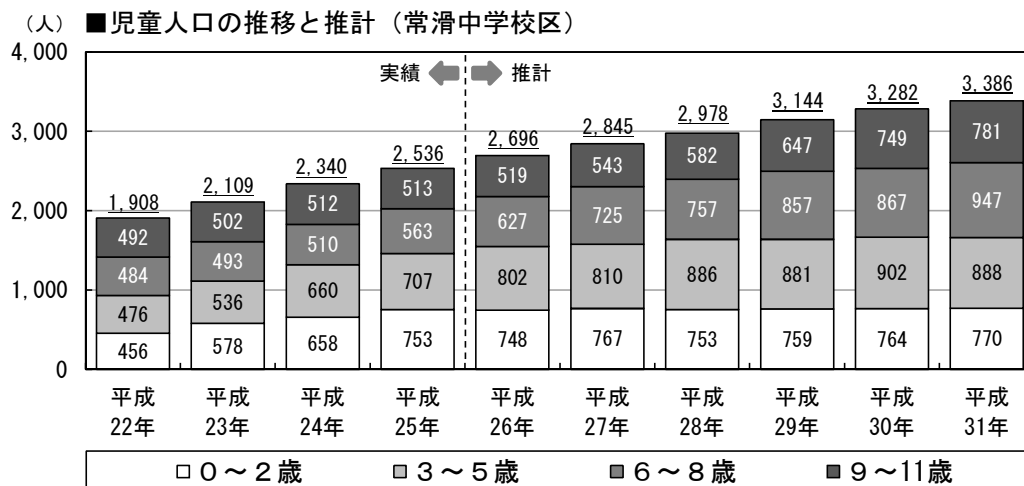
資料：平成 22 年～平成 25 年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 10 月 1 日）
平成 26 年～平成 32 年推計…コーホート変化率法により算出

鬼崎中学校区の児童人口の推移をみると、平成22年から平成25年にかけて増加しています。平成26年からの推計では、今後も増加傾向のまま推移していくものの、平成29年をピークにその後は減少していき、平成31年には2,306人となっています。平成22年から平成31年の10年間で125人の増加が見込まれています。



資料：平成22年～平成25年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年10月1日）
平成26年～平成32年推計…コーホート変化率法により算出

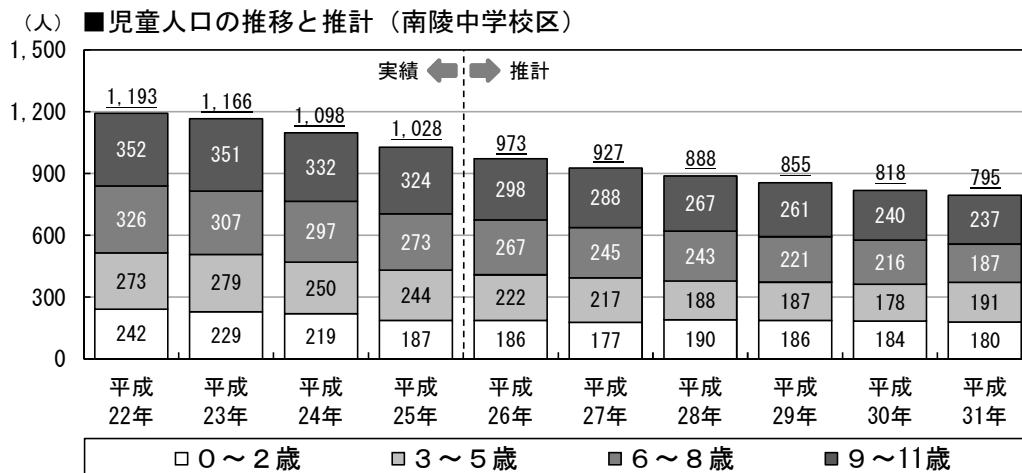
常滑中学校区の児童人口の推移をみると、平成22年から平成25年にかけて大幅に増加しています。平成26年からの推計でも増加傾向のまま推移していく見込みとなっており、平成31年には3,386人と、平成22年から平成31年の10年間で1,478人の増加となっています。



資料：平成22年～平成25年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年10月1日）
平成26年～平成32年推計…コーホート変化率法を用いて、各地区の状況に応じて算出

※常滑中学校区は、近年開発が進んでいる新興住宅地を有していることから人口が急増しており、直近の増加の状況が特殊であるため、変化率、女性子ども比等で調整を行っています。

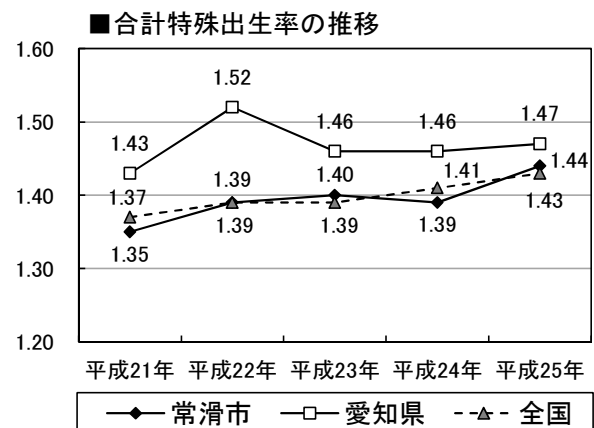
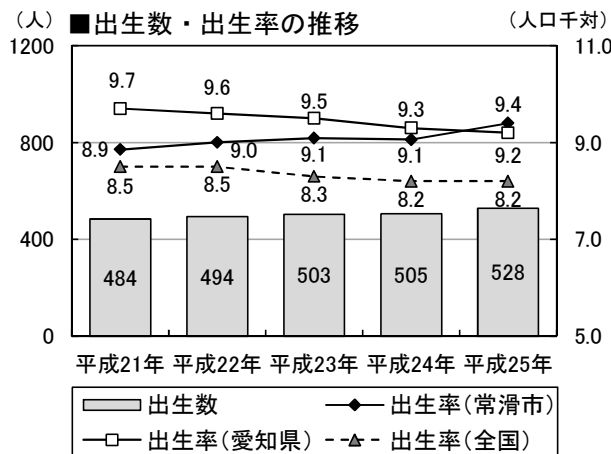
南陵中学校区の児童人口の推移をみると、平成22年から平成25年にかけて減少しています。平成26年からの推計でも減少傾向のまま推移していく見込みとなっており、平成31年には795人と、平成22年から平成31年の10年間で398人の減少となっています。



（3）出生率※・合計特殊出生率※の推移

出生数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて増加しています。また出生率も平成21年から平成25年にかけて増加しています。国や県と比較すると、平成25年では、全国、県よりも高くなっています。

合計特殊出生率の推移をみると増加傾向となっており、平成25年では、県より低いものの、全国より高い値となっています。



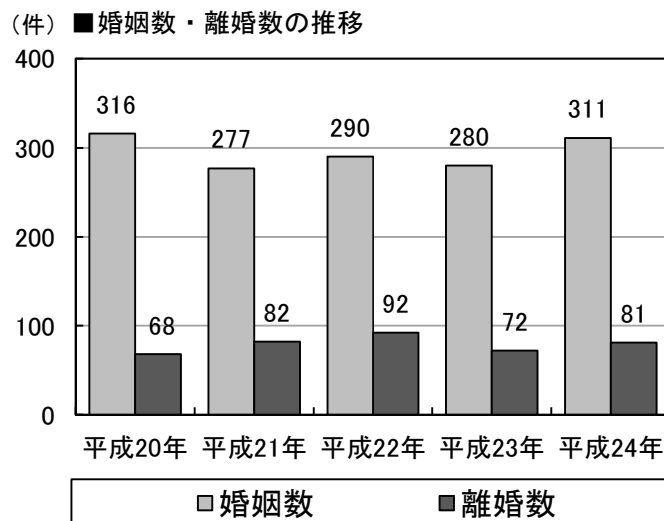
※出生率…人口1,000人に対する1年間の出生数（死産を除く）のこと。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

(4) 婚姻・離婚の状況

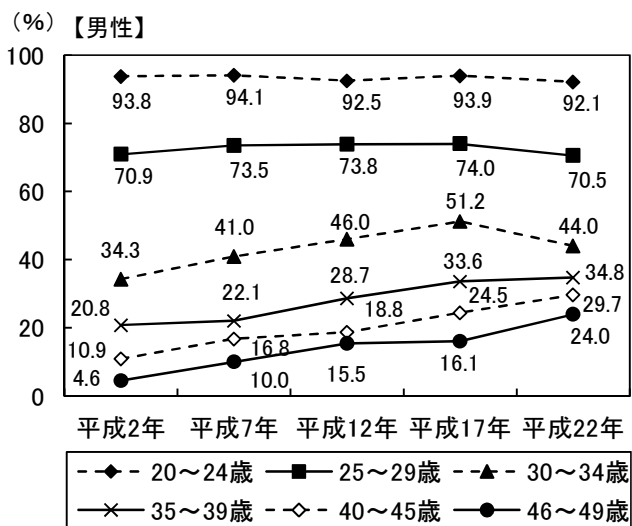
本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数では、平成20年から平成24年にかけて300件前後で推移しています。離婚数では、平成24年は81件となっており、平成20年と比較すると12件増加しています。

年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに30歳代後半以降で未婚率が上昇しています。また、平成17年から平成22年にかけて、30～34歳で未婚率が減少しています。宅地開発などにより、若い世帯の人口流入が要因として考えられます。

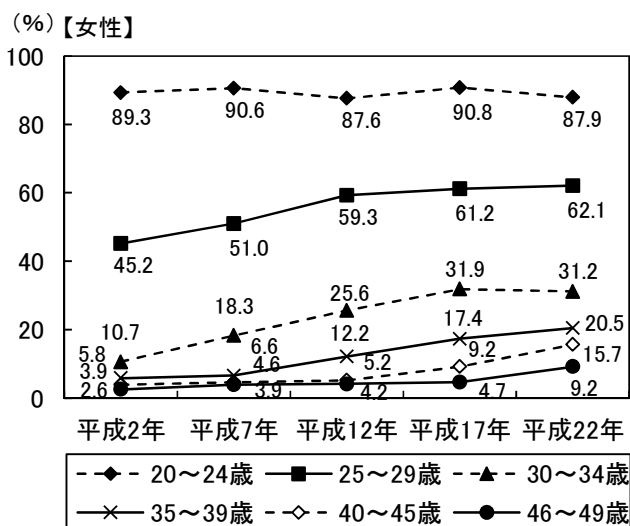


資料：愛知県衛生年報

■年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査



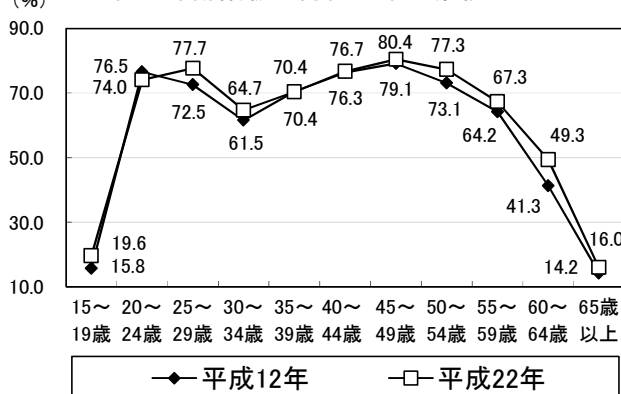
資料：国勢調査

（５）女性の就労状況

本市の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成12年と比較すると、20歳代後半から30歳代後半にかけて曲線の谷間が浅くなっています。

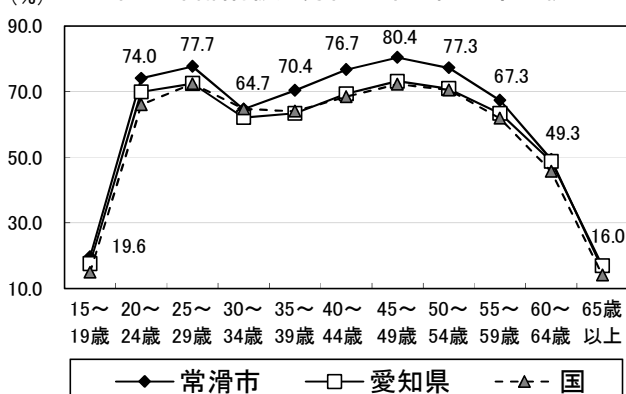
また、常滑市は両親と同居世帯が多いことや保育園が多いことから、国や県と比較して女性の労働力率が高くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の国・県比較



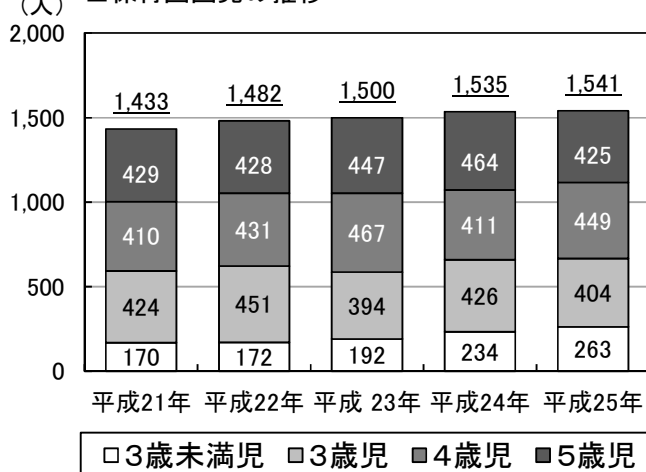
資料：国勢調査（平成22年）

（６）保育園・幼稚園の状況

保育園園児数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて増加しており、平成25年には1,541人となっています。年齢別にみると、3歳未満児の園児数が特に増加しています。

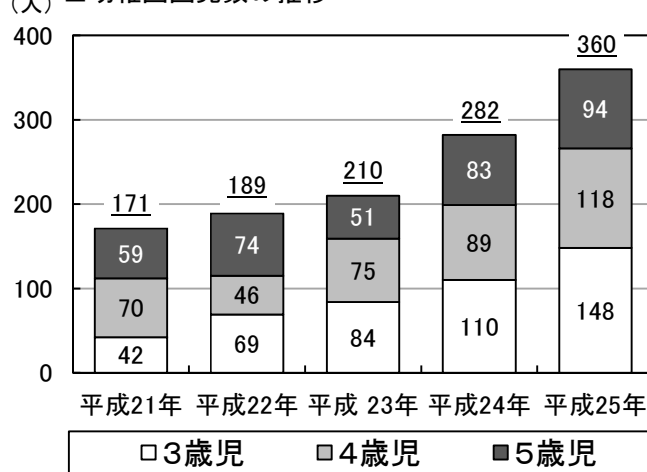
幼稚園園児数の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて増加しており、平成25年には360人となっています。

■保育園園児の推移



資料：とこなめの統計

■幼稚園園児数の推移



資料：とこなめの統計

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

- 調査地域：常滑市全域
- 調査対象者：常滑市在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
常滑市在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成25年10月7日（月）～10月21日（月）
- 抽出方法：平成25年9月1日時点の住民基本台帳から無作為に2,000名を抽出
- 調査方法：郵送配布、郵送回収または保育園等での直接回収

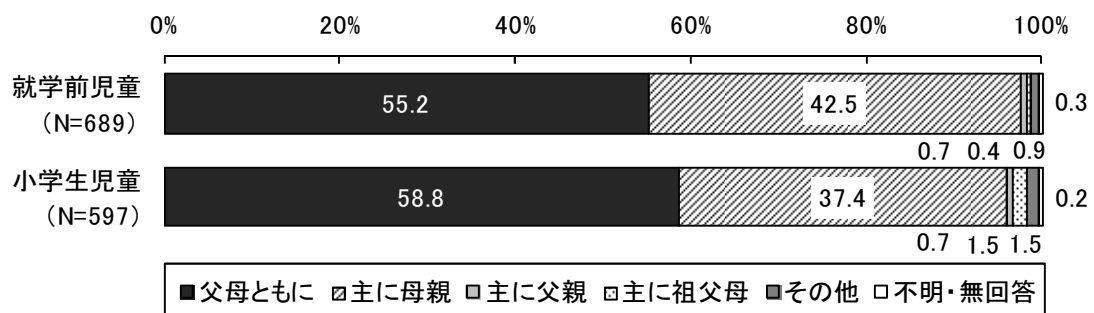
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,000	689	68.9%
小学生児童保護者	1,000	597	59.7%
合計	2,000	1,286	64.3%

(2) 調査結果の概要

2-1 子どもの育ちをめぐる環境について

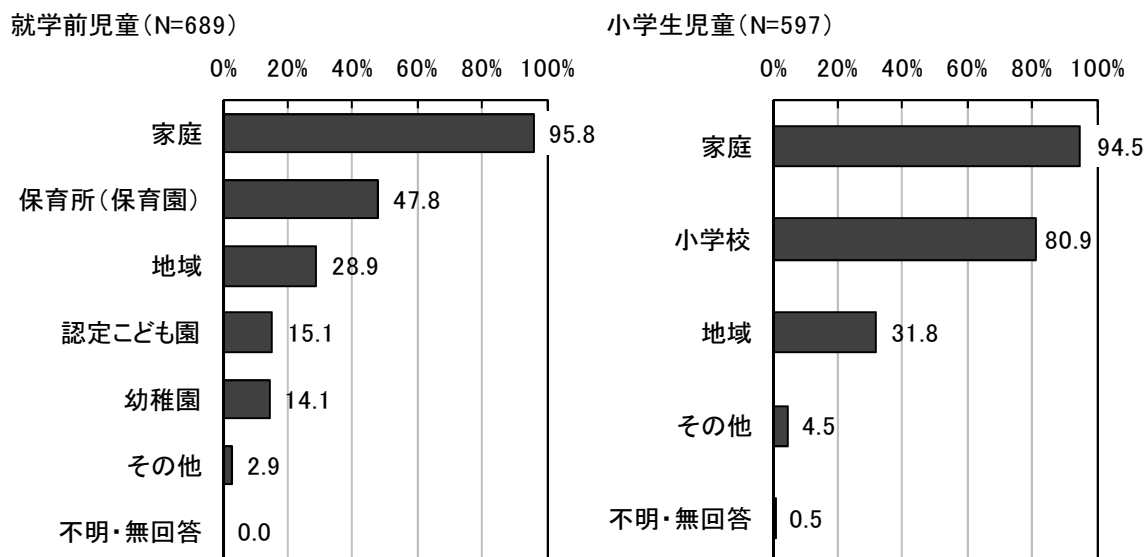
① 子育てを主に行っている方〈単数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査…問6〕

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で55.2%、小学生児童で58.8%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で42.5%、小学生児童で37.4%となっています。



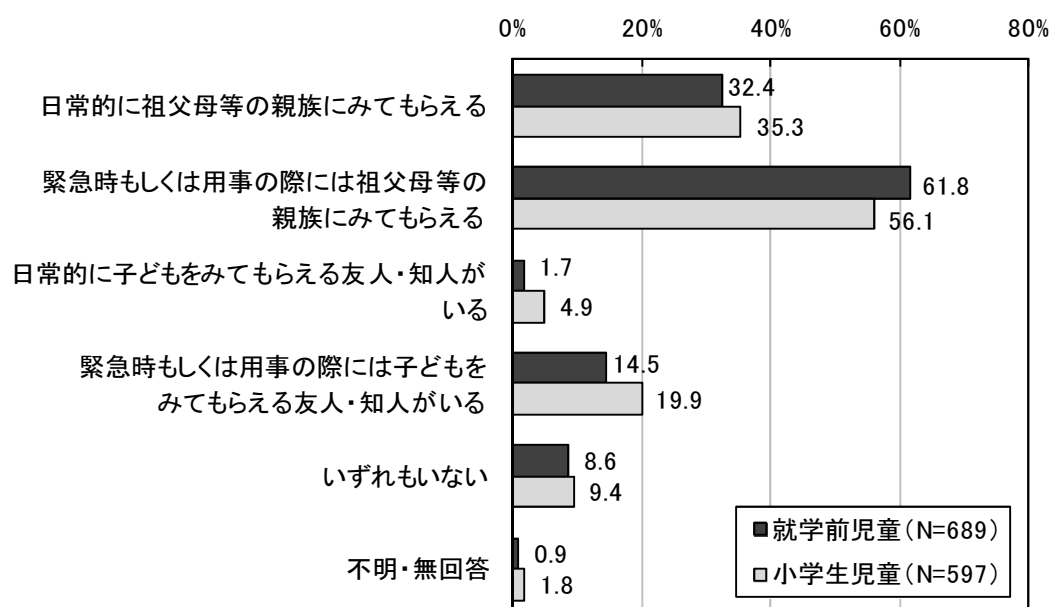
② 子育てや教育に影響すると思われる環境〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査…問8〕

子育てや教育に影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で95.8%、小学生児童で94.5%と最も高く、次いで就学前児童で「保育所（保育園）」が47.8%、小学生児童で「小学校」が80.9%となっています。



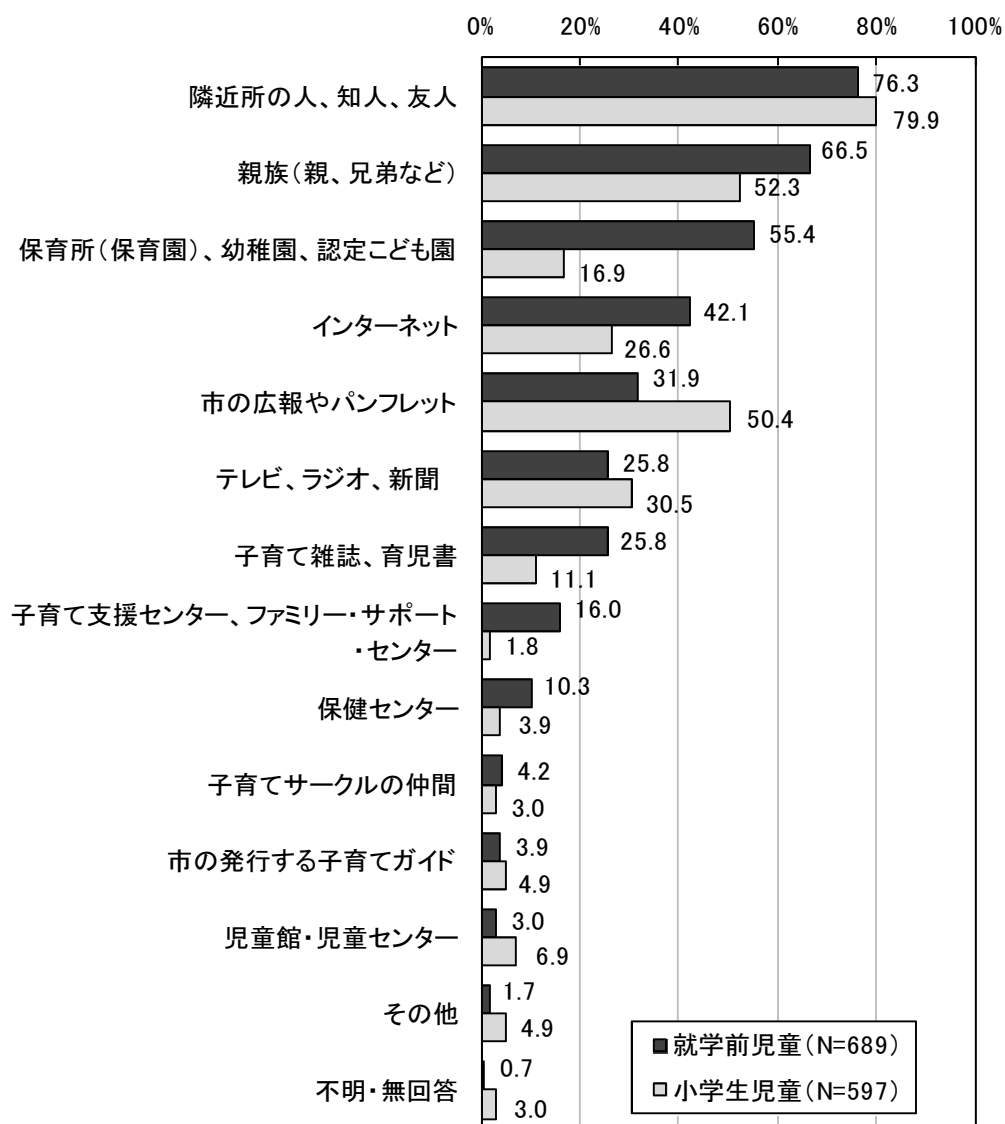
③ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査…問9〕

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で61.8%、小学生児童で56.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で32.4%、小学生児童で35.3%となっています。



④ 子育てに関する情報の入手先〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 12、小学生児童調査…問 24〕

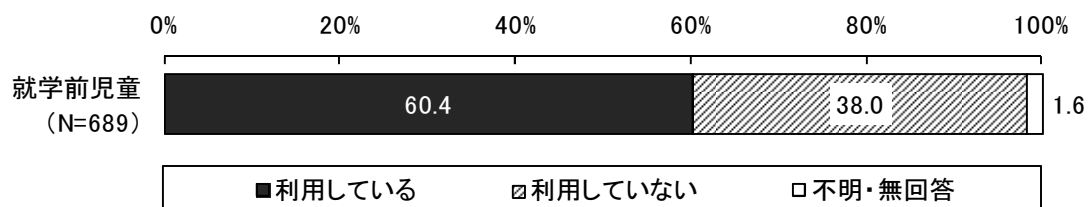
子育てに関する情報の入手先についてみると、「隣近所の人、知人、友人」が就学前児童で 76.3%、小学生児童で 79.9%と最も高く、次いで「親族(親、兄弟など)」が就学前児童で 66.5%、小学生児童で 52.3%となっています。



2-2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）

① 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉〔就学前児童調査…問 16〕

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が60.4%、「利用していない」が38.0%となっています。

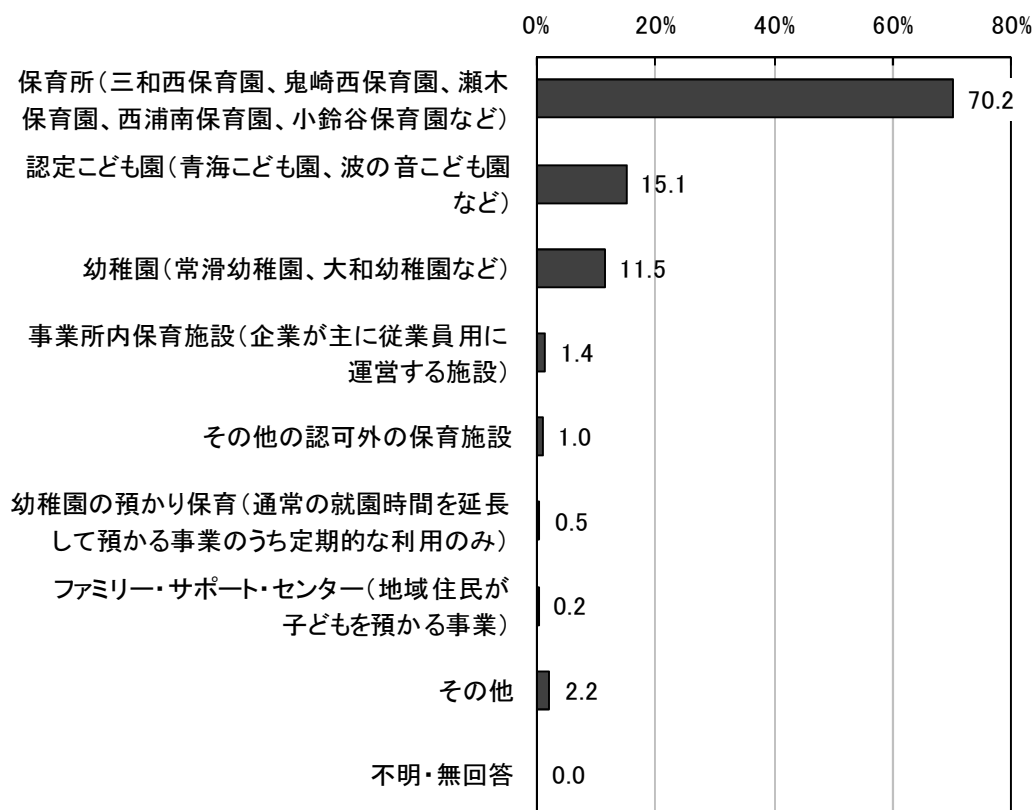


①で「利用している」を選んだ方

①-1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 16-1〕

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「保育所（三和西保育園、鬼崎西保育園、瀬木保育園、西浦南保育園、小鈴谷保育園など）」が70.2%と最も高く、次いで「認定こども園（青海こども園、波の音こども園など）」が15.1%となっています。

就学前児童 (N=416)

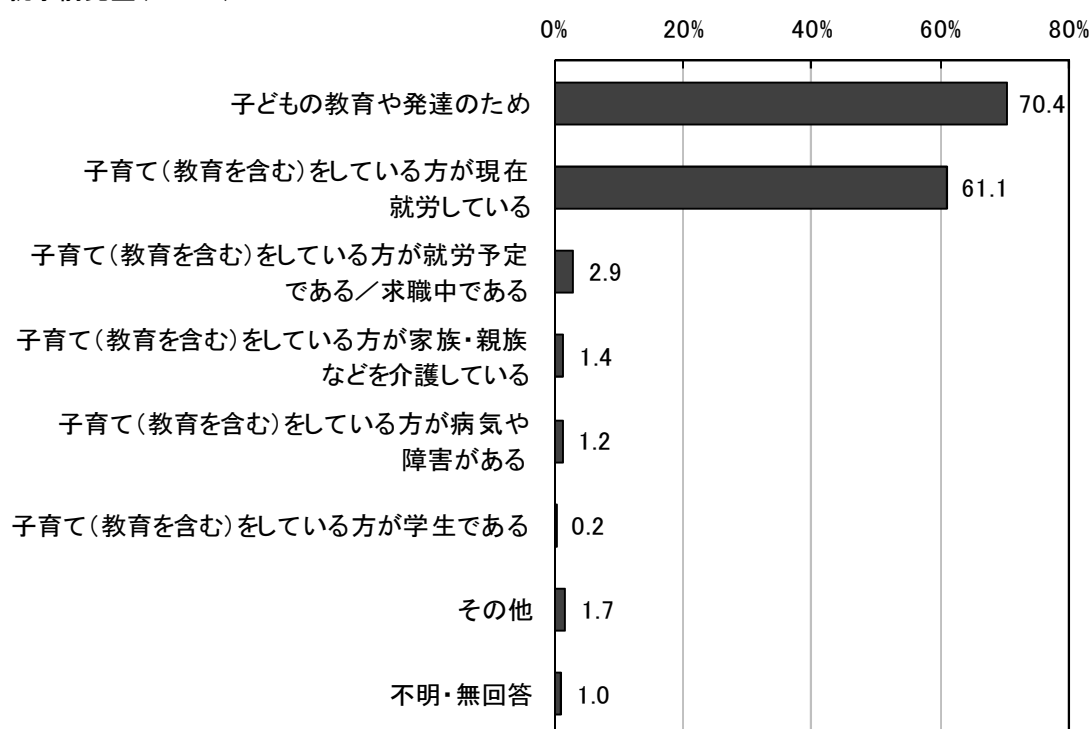


①で「利用している」を選んだ方

①-2 平日、教育・保育事業を利用している主な理由〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 16-4〕

平日、教育・保育の事業を利用している主な理由についてみると、「子どもの教育や発達のため」が70.4%と最も高く、次いで「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が61.1%となっています。

就学前児童(N=416)

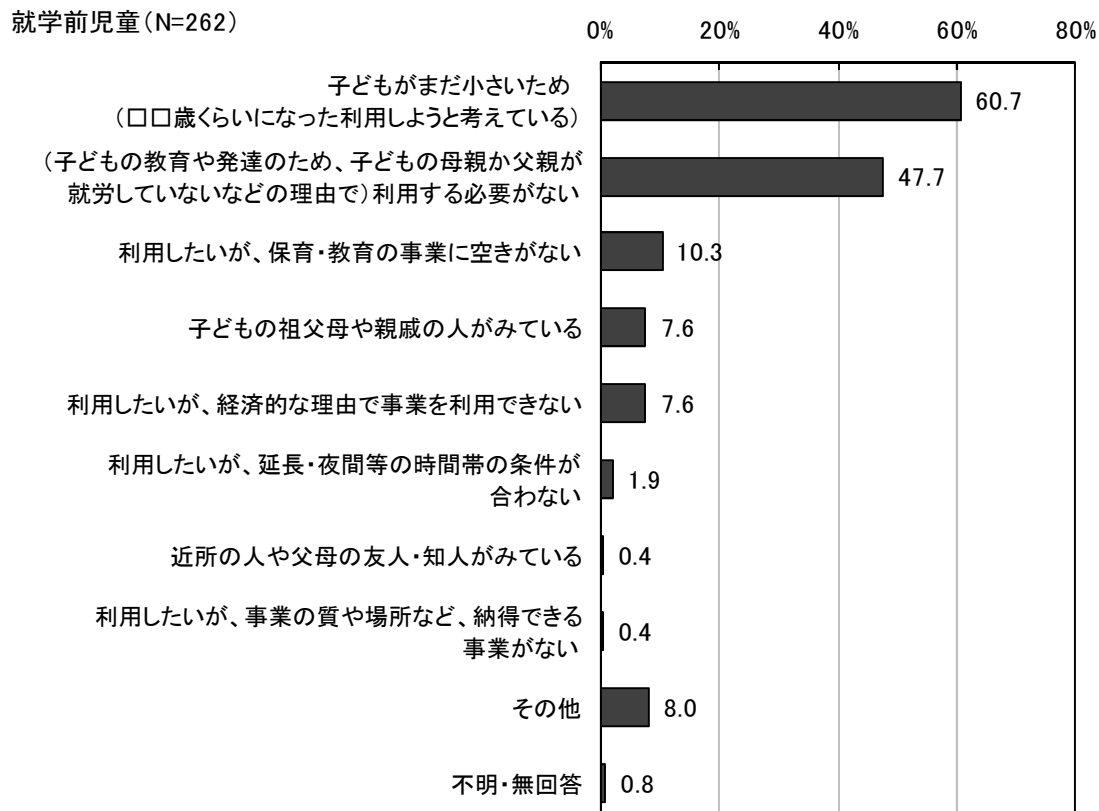


①で「利用していない」を選んだ方

①-3 利用していない主な理由〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 16-5〕

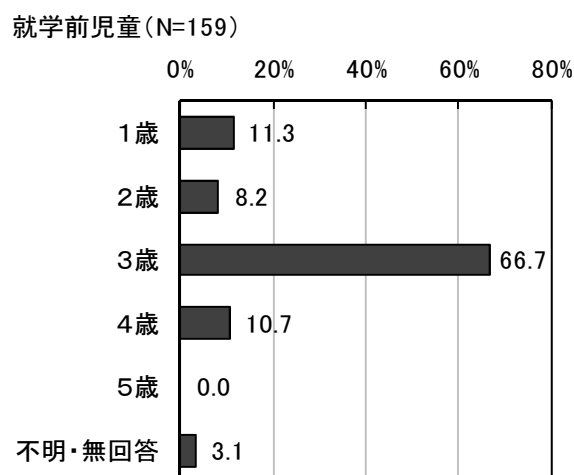
平日、教育・保育事業を利用していない主な理由についてみると、「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」が60.7%と最も高く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が47.7%となっています。

また、利用したい時の子どもの年齢については、「3歳」が66.7%と最も高くなっています。



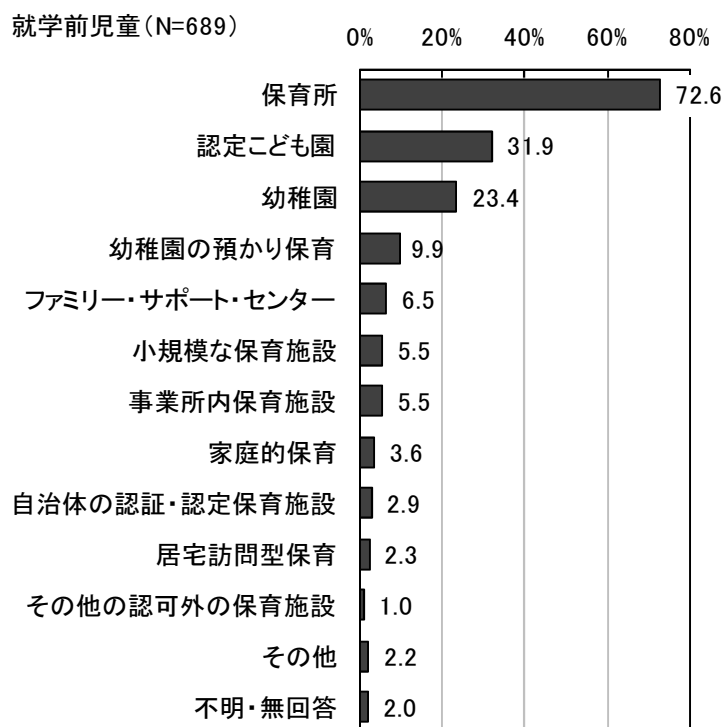
①-3で「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」を選んだ方

●利用したい時の子どもの年齢〈数量回答〉



② 現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 17〕

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「保育所」が72.6%で最も高く、次いで「認定こども園」が31.9%となっています。



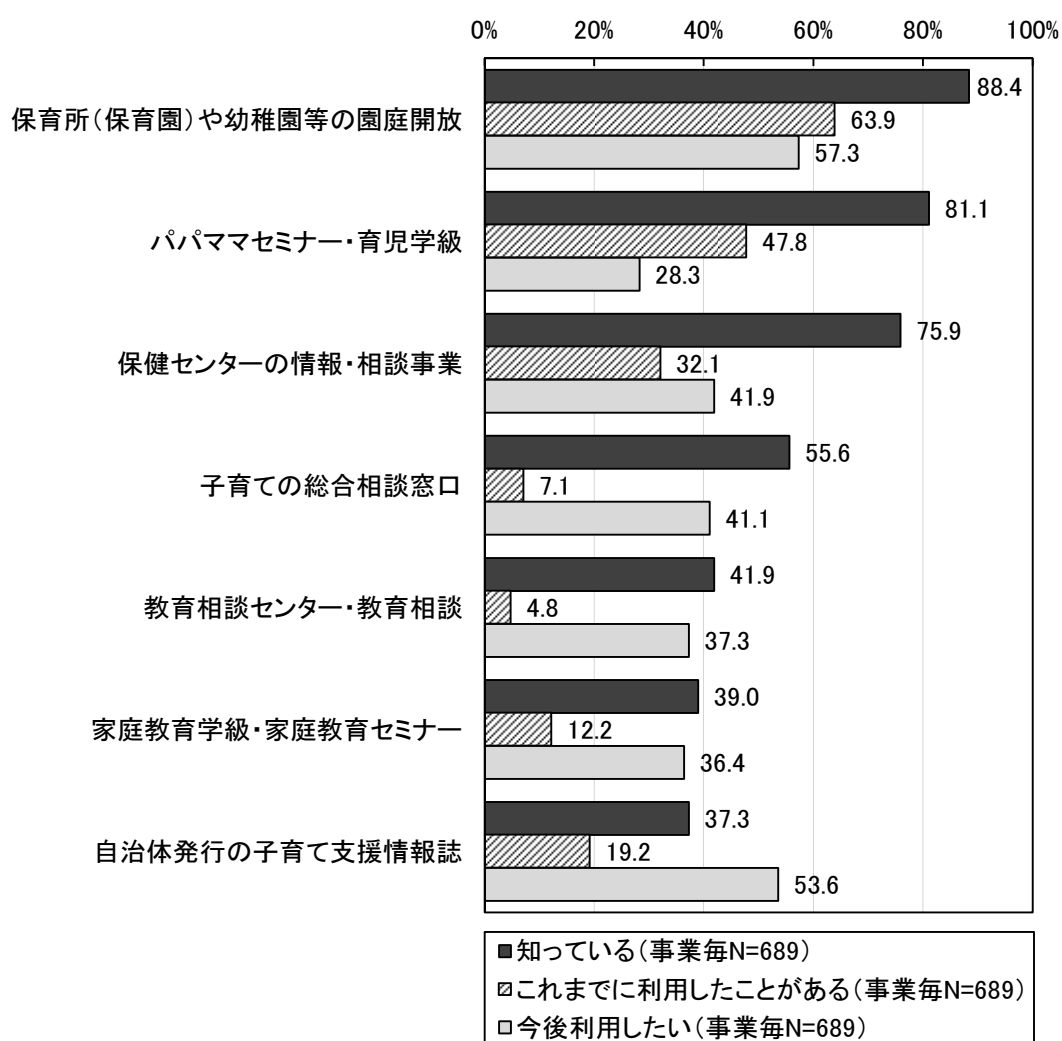
2-3 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 教育・保育に関する事業の認知度・利用状況・利用意向〈単数回答〉〔就学前児童調査…問 20〕

教育・保育に関する事業の認知度・利用状況・利用意向についてみると、『認知度（知っている）』は、「保育所（保育園）や幼稚園等の園庭開放」で88.4%と高くなっています。

『利用状況（これまでに利用したことがある）』は、「保育所（保育園）や幼稚園等の園庭開放」で63.9%と高くなっています。

『利用意向（今後利用したい）』は、「保育所（保育園）や幼稚園等の園庭開放」が57.3%と高くなっています。



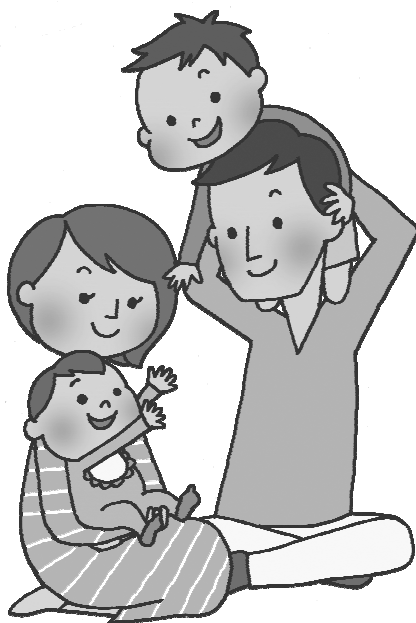
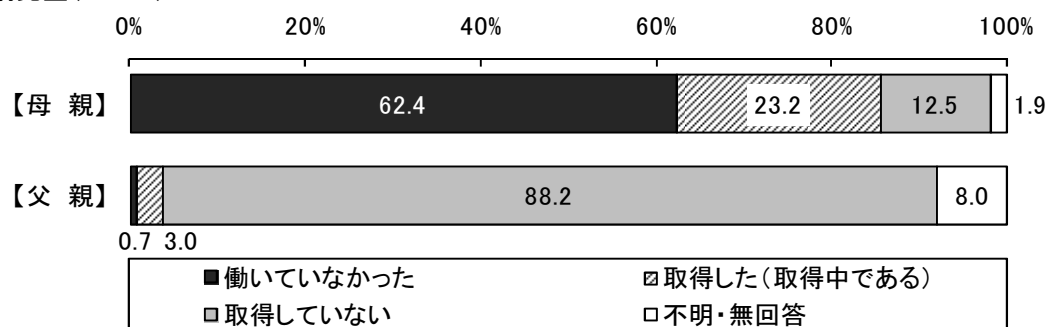
2-4 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

① 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉〔就学前児童調査…問 31〕

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が62.4%、父親では「取得していない」が88.2%と最も高くなっています。また、「取得した（取得中である）」では母親が23.2%、父親が3.0%となっています。

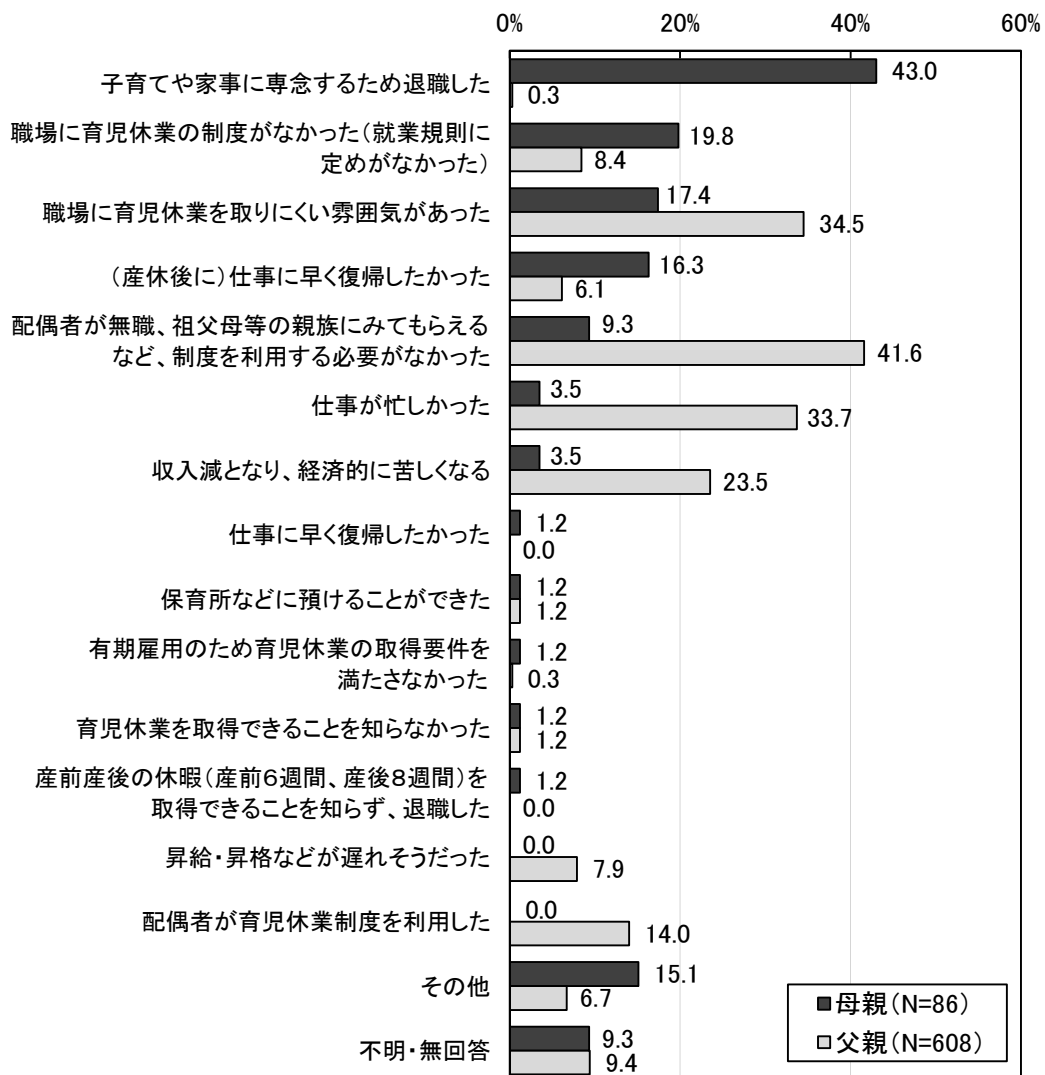
育児休業を取得していない理由については、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が43.0%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が19.8%となっています。父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が41.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.5%となっています。

就学前児童（N=497）



①で「取得していない」を選んだ方

●取得していない理由〈複数回答〉



（３）家庭類型の算出

アンケートの結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類の「家庭類型」を算出しました。この家庭類型は、「現在」と「潜在」の2種類を算出しました。（「潜在家庭類型」は、例えば現在片働き家庭の仕事をしていない母親が、アンケートの就労希望を問う質問で「就労したい」と回答した場合、潜在的な共働き家庭としてとらえられるものです。）

アンケートでの質問項目

- ・ 回答者の配偶者の有無
- ・ 母親の就労状況（就労の状況、就労時間等）
- ・ 父親の就労状況（就労の状況、就労時間等）
- [潜在的家庭類型を求めるための項目] 無業の母親、父親の今後の就労意向



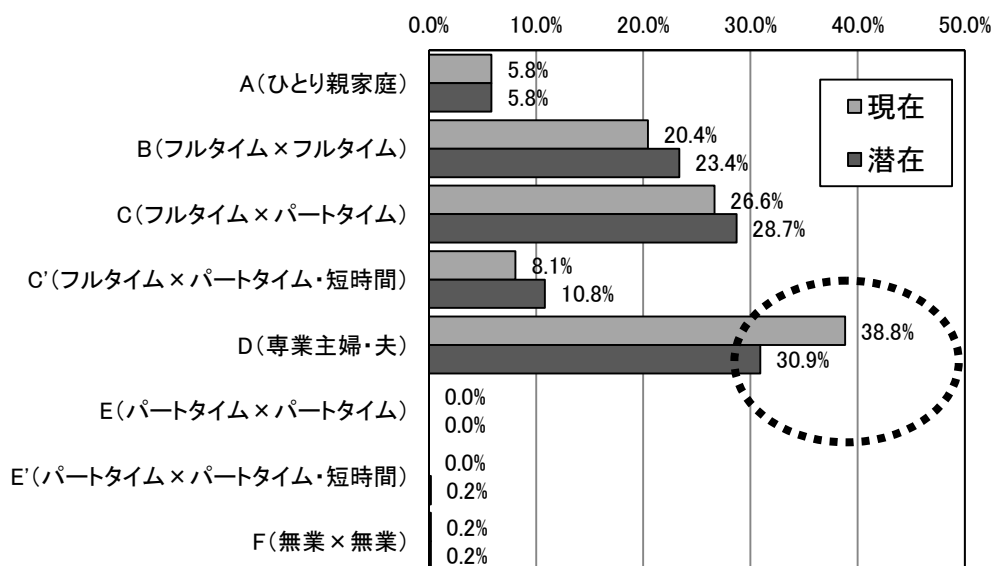
家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ C'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ E'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業×無業

家庭類型の算出結果をみると、「現在家庭類型」に比べて「潜在家庭類型」で潜在タイプD（専業主婦・夫）の割合が減少しており、今後の就労希望が高いことがうかがえます。

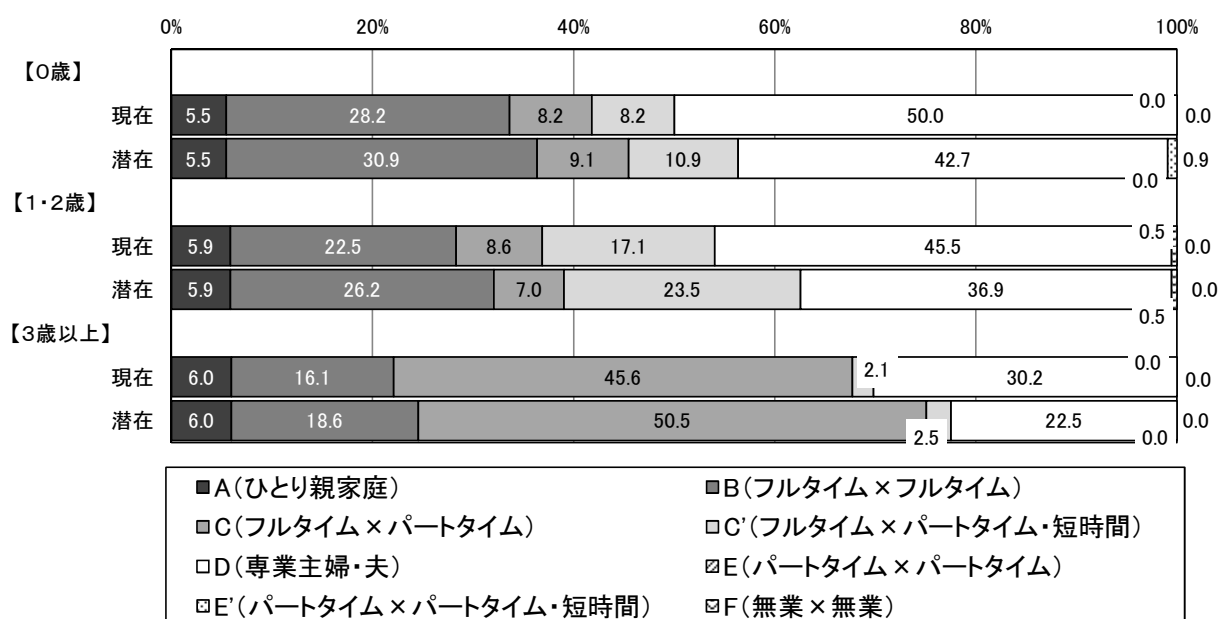
■現在の家庭類型と潜在家庭類型の比較

【全体】



子どもの年齢別に現在の家庭類型をみると、0歳では「D（専業主婦・夫）」が50.0%を占め、母親・父親がともに働いている家庭よりも多くなっています。1・2歳では「D（専業主婦・夫）」が45.5%、B、C、C'を合わせた、母親・父親がともに働いている家庭の割合が48.2%と、やや共働き家庭が多くなっています。3歳以上になると、「C（フルタイム×パートタイム）」の割合が45.6%と最も高く、B、C、C'を合わせた、母親・父親がともに働いている家庭の割合が63.8%となります。

【年齢別比較・現在】



3 現状から見える課題のまとめ

子育て支援の一層の充実が求められている

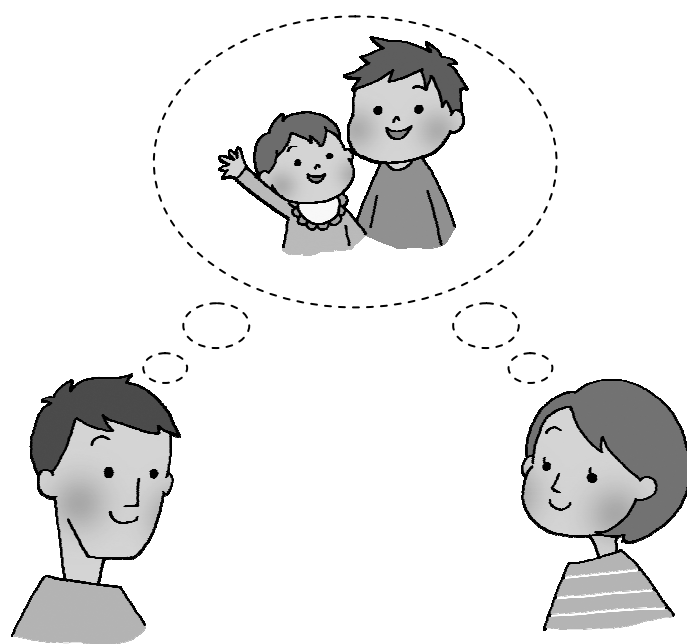
本市では宅地整備等を行うなかで、若い世帯の流入などにより人口は近年増加しています。そのため、高齢化が進行していく一方で、出生数、出生率は増加し、年少人口割合も増加しています。また、人口構成においても「35～39歳」を中心としたいわゆる「団塊ジュニア」世代が高い割合となっており、これらの世代は子育てを行っている世代でもあることから、子育て支援の一層の充実が求められています。

地区ごとの状況に応じた子ども・子育て支援が必要となっている

市全体としては人口が増加しているものの、地区ごとで状況は大きく異なっており、常滑中学校区では新興住宅地への人口流入により大幅な児童人口の増加が見込まれている一方で、南陵中学校区では児童人口の減少が予測されます。そのため、地区ごとの状況を踏まえた子ども・子育て支援を行っていくことが重要です。

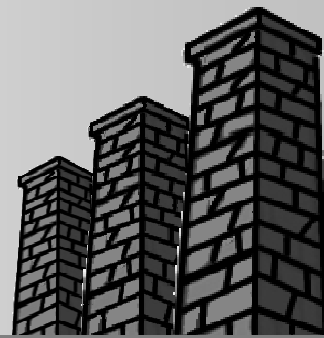
多様な保育ニーズへの対応が必要となっている

近年、女性の社会進出が進む中で、女性の年齢階級別労働力率はM字曲線を描いているものの、結婚や出産後も継続して仕事を行う人の割合は増加しています。本市においては、国や県に比べて女性の労働力率は高くなっており、アンケート調査においても出産後の就労意向は高く、3歳以上の子どもを持つ家庭の6割以上が共働きの世帯となっています。3歳未満の子どもの保護者においても就労意向は高まっており、保育園においては3歳未満児の園児数は増加しています。就労状況の変化などにより、保育ニーズは多様化しており、こうした状況に対応していくことが求められています。



第 3 章

計画の基本理念



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

子どもは、本市の将来の担い手であり、かけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、本市の発展的な未来をつくる力となります。

しかし、近年、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめたり、悩みや不安を一人で抱えながら子育てを行っている人がみられます。

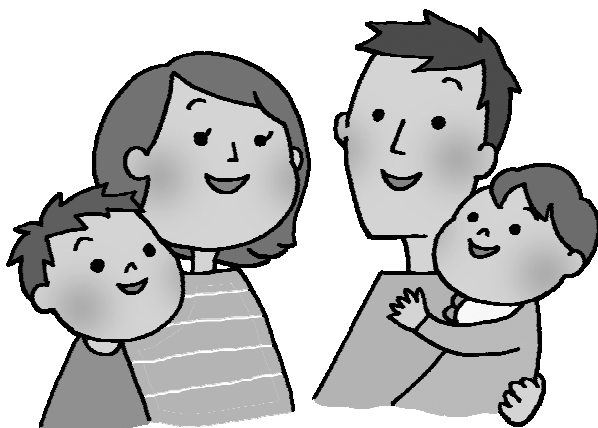
本市で育つ子どもが健やかに成長し、子育てがしやすいまちを実現していくためには、そうした人に向けた子ども・子育て支援を行っていくことが必要です。子ども・子育て支援を行っていくにあたっては、子どもの最善の利益となるよう、子どもの視点に立った支援を行います。

また、子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々子どもの成長を感じるとともに、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらすものです。

そのため、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てを行いやすくなるよう地域や社会が寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、安心して子育てができ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援していくものです。

本計画は、このような子ども・子育て支援の考えのもと、「生まれてよかった、育ててよかった、健やかな子育てができるまち となめ」の実現をめざし、子ども・子育て支援を行っていきます。

**生まれてよかった、育ててよかった、
健やかな子育てができるまち となめ**



2 基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの視点を持って推進していきます。

（１）子ども・子育ての思いの共有

子育ての仕方や子育てについての考え方は保護者によって異なります。また、家庭環境、就労形態などにより、必要とする子育て支援も異なります。

しかし、どの保護者も自分の子どもが何よりも大切であるという気持ちは変わりません。その思いを共有し、互いの立場や考えを理解し、手を取り合って子ども・子育てができるまちをめざします。

（２）質の高い、幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援新制度では、市町村は「実施主体」として、責任を持って幼児教育・保育の質を確保し、安定的な制度運用を行っていくことが求められています。

また、子ども・子育て支援新制度のもとでは、家庭や就労状況に応じて利用する幼児教育・保育の認定が行われます。

本市の幼稚園、保育園、認定こども園では「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の特性を考慮し教育・保育をしています。また、幼児教育・保育を一体的に提供するため、保育交流や合同研修等を実施しています。

今後は、公立・民間を問わず保育者の保育技術や知識を一層深めるために、様々な研修を実施することで、どの施設を利用しても質の高い幼児教育・保育が提供できるように努めていきます。

（３）地域特性に応じた子ども・子育てを支援

本市の市域は南北に長く、人口や年齢構成、地理的な要因、交通事情などにより地域の特性は異なり、地域によって必要とされる子ども・子育て支援は異なります。地域ごとの利用者の実情に応じた支援を行っていきます。



第4章

教育・保育の量の見込みと確保方策

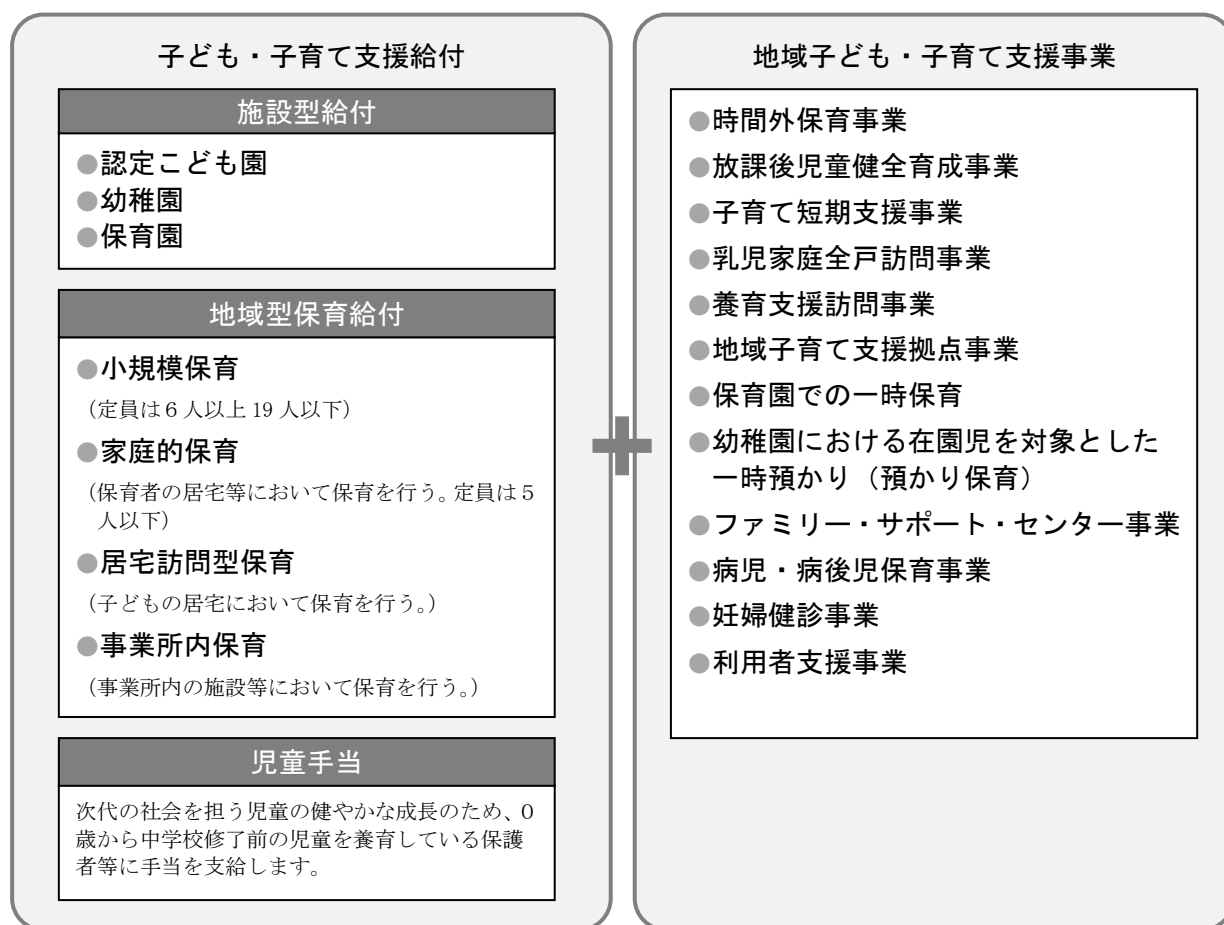


第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度では、行政から保護者等に対して「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つのサービスを提供します。

また、これらのサービスは提供区域を設定して、地域のニーズに合わせたサービスの供給を行っています。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



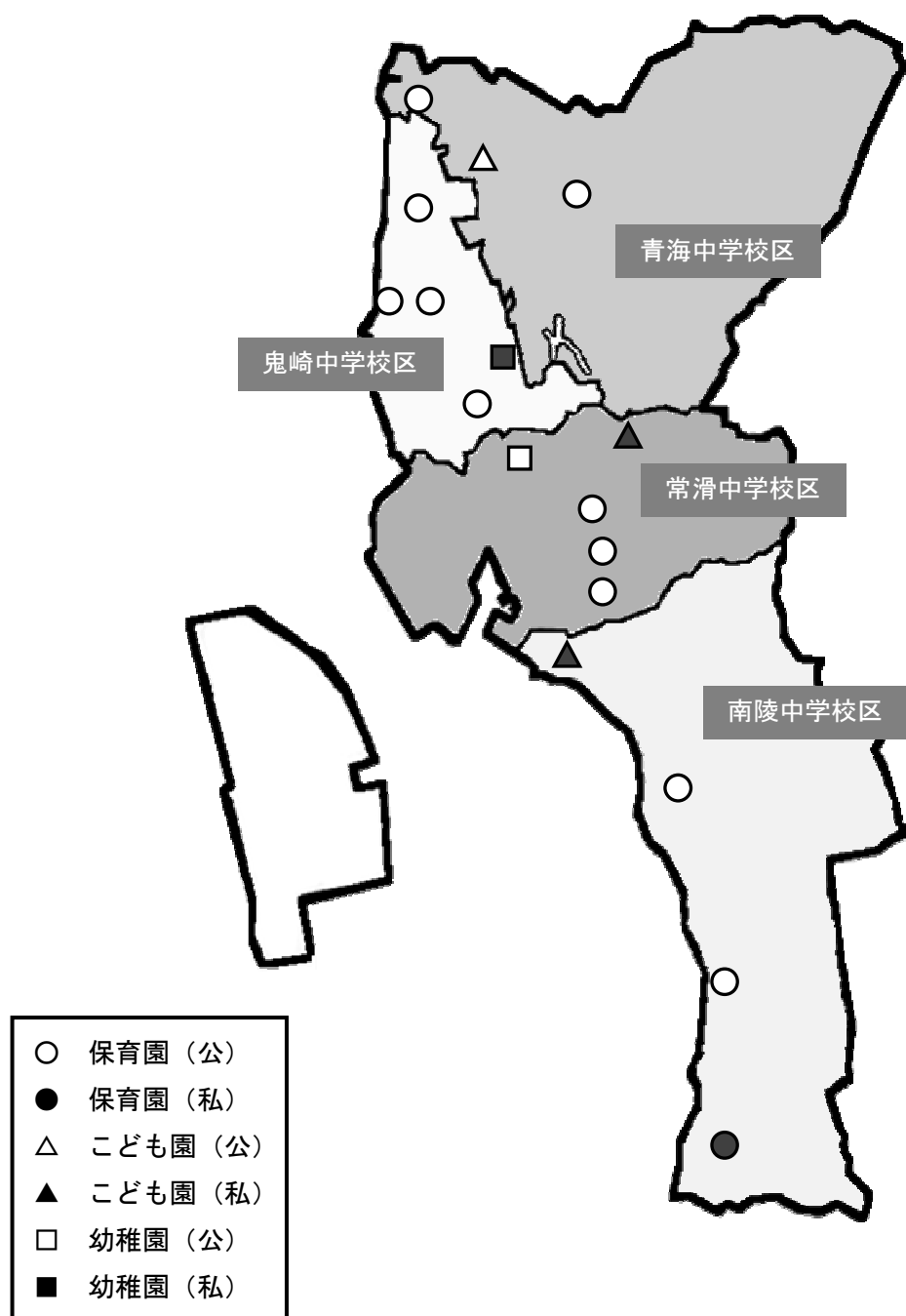
施設型給付 …幼児教育・保育給付として認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付
 地域型保育給付…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用に対する給付

1 幼児教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育、保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

（１）幼児教育・保育の提供区域

本市の市域は南北に長く、地域ごとに人口や交通事業が異なっていることから、4中学校区を幼児教育・保育提供区域に設定し、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。



（２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに市内において、柔軟な需給調整を図るため、事業ごとに区域の設定を行います。

	事業名	設定区域
1	時間外保育事業	4 中学校区
2	放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）	4 中学校区
3	子育て短期支援事業	市内全域
4	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	市内全域
5	養育支援訪問事業	市内全域
6	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	4 中学校区
7	保育園での一時保育	市内全域
8	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	4 中学校区
9	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
10	病児・病後児保育事業	市内全域
11	妊婦健診事業	市内全域
12	利用者支援事業	市内全域

2 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

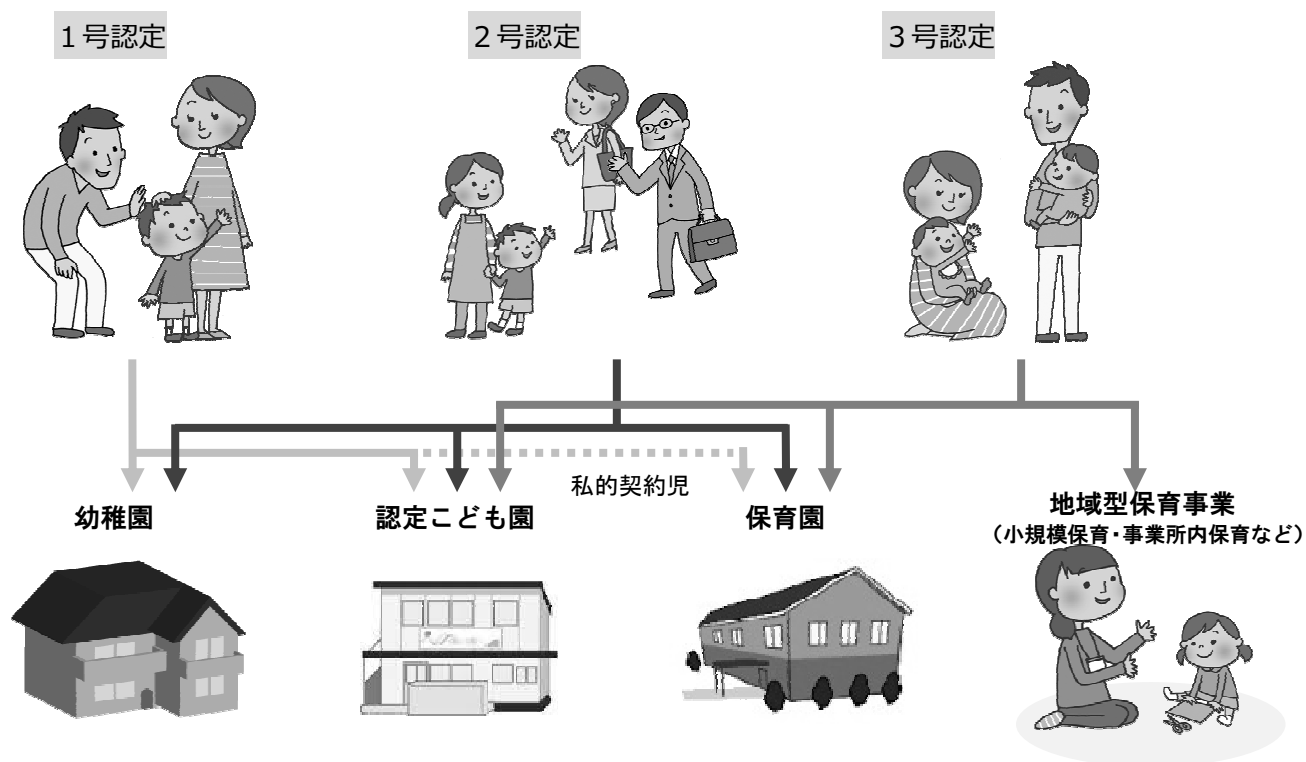
新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

■認定区分について

- 1号…3～5歳で、教育のみを必要とする子ども
 （保護者が働いていない等、“保育が必要でない”子ども）
- 2号…3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育が必要な”子ども）
- 3号…0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育が必要な”子ども）

■認定区分と提供施設

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員 を設定可 能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	



(1) 3歳児～5歳児＜1号認定 2号認定のうち希望者を含む＞（認定こども園及び幼稚園）

（網掛け部分は確保の内容に変更あり）

			26年度 (10月実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青海	1号認定	70人		43人	39人	40人	37人	39人
	2号認定			21人	19人	19人	18人	19人
	量の見込み①			64人	58人	59人	55人	58人
	確保の内容②	80人		80人	80人	80人	80人	80人
	②－①	10人		16人	22人	21人	25人	22人
	確保方策	現在の確保内容を維持						
鬼崎	1号認定	84人		90人	83人	84人	88人	91人
	2号認定			23人	21人	22人	23人	25人
	量の見込み①			113人	104人	106人	111人	116人
	確保の内容②	150人		150人	150人	150人	150+40+40人	230人
	②－①	66人		37人	46人	44人	119人	114人
	確保方策	平成30年度：鬼崎中保育園を幼保連携型認定こども園に移行（+40） 平成30年度：鬼崎南保育園を民営化し幼保連携型認定こども園を新築・誘致（+40）						
常滑	1号認定	192人		118人	130人	129人	133人	130人
	2号認定			77人	82人	82人	84人	83人
	量の見込み①			195人	212人	211人	217人	213人
	確保の内容②	225人		225人	225人	225人	225人	225人
	②－①	33人		30人	13人	14人	8人	12人
	確保方策	平成27年度：私立の保育所型認定こども園を幼保連携型認定こども園に移行						
南陵	1号認定	53人		12人	11人	11人	10人	12人
	2号認定			6人	5人	5人	5人	5人
	量の見込み①			18人	16人	16人	15人	17人
	確保の内容②	60人		45人	45人	45人	45人	45人
	②－①	7人		27人	29人	29人	30人	28人
	確保方策	平成27年度：私立の保育所型認定こども園を幼保連携型認定こども園に移行(-15)						
全市	1号認定	399人		263人	263人	264人	268人	272人
	2号認定			127人	127人	128人	130人	132人
	量の見込み①			390人	390人	392人	398人	404人
	確保の内容②	515人		500人	500人	500人	580人	580人
	②－①	116人		110人	110人	108人	182人	176人

Ⅱ 現状と課題

平成 26 年度現在、青海地区には青海こども園、鬼崎地区には私立大和幼稚園、常滑地区には常滑幼稚園が認可されており、私立風の丘こども園と私立波の音こども園は保育所型認定こども園のため、幼稚園部分は認可外となっています。

課題としては、「保護者の就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できること」が子ども・子育て支援新制度の特徴の一つであるため、保育園から幼保連携型認定こども園に移行することが望ましいと考えられます。また、常滑幼稚園については、耐震性はあるものの老朽化が進んでいます。

■常滑幼稚園創立 50 周年記念式典



(2) 3歳児～5歳児＜2号認定＞（認定こども園及び保育園） ※（）内の数値は私的契約児

		26年度 (10月実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青海	量の見込み①	218人 (71人)	180人	166人	166人	158人	164人
	確保の内容②	280人	280人	280人	280人	280人	280人
	②－①	62人	100人	114人	114人	122人	116人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	442人 (135人)	421人	384人	386人	415人	429人
	確保の内容②	450人	450人	450人	450人	450－40＋20人	430人
	②－①	8人	29人	66人	64人	15人	1人
	確保方策	平成30年度：鬼崎中保育園を幼保連携型認定こども園に移行（－40） 平成30年度：鬼崎南保育園を民営化し幼保連携型認定こども園を新築・誘致（＋20）					
常滑	量の見込み①	443人 (92人)	531人	582人	578人	592人	583人
	確保の内容②	590人	590人	590人	590人	590人	590人
	②－①	147人	59人	8人	12人	－2人	7人
	確保方策	平成27年度：私立の保育所型認定こども園を幼保連携型認定こども園に移行					
南陵	量の見込み①	237人 (59人)	197人	171人	170人	162人	173人
	確保の内容②	285人	300人	300人	300人	300人	300人
	②－①	48人	103人	129人	130人	138人	127人
	確保方策	平成27年度：私立の保育所型認定こども園を幼保連携型認定こども園に移行（＋15）					
全市	量の見込み①	1,340人 (357人)	1,329人	1,303人	1,300人	1,327人	1,349人
	確保の内容②	1,605人	1,620人	1,620人	1,620人	1,600人	1,600人
	②－①	265人	291人	317人	320人	273人	251人

II 現状と課題

常滑市では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての子どもを受け入れており待機児童を出すことなく現在に至っています。将来的に人口増加が見込まれる常滑地区や鬼崎地区で定員の余裕が少なくなってきており、希望園に入所が難しくなることも見込まれます。また。鬼崎南保育園については、耐震性はあるものの施設の老朽化が進んでいます。

■ 常石保育園



(3) 0歳児保育<3号認定> (認定こども園及び保育園+地域型保育)

		26年度 (10月実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青海	量の見込み①	10人	17人	16人	16人	16人	16人
	確保の内容② (保育)	15人	15人	15+3人	18人	18人	18人
	②-①	5人	-2人	2人	2人	2人	2人
	確保方策	平成28年度：三和南保育園の0歳児の定員を増加(+3)					
鬼崎	量の見込み①	5人	28人	29人	29人	29人	30人
	確保の内容② (保育)	12人	12人	12+6人	18人	18+6人	24人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	+3人	3人	3人	3人	3+3人
	(②+②´)-①	7人	-13人	-8人	-8人	-2人	0人
	確保方策	平成27年度、平成31年度：地域型保育事業所を1園ずつ誘致(+3×2年) 平成28年度：鬼崎北保育園・鬼崎南保育園の0歳児の定員を増加(+6) 平成30年度：鬼崎南保育園を民営化し、幼保連携型認定こども園を新築・誘致(+6)					
常滑	量の見込み①	17人	38人	38人	38人	38人	38人
	確保の内容② (保育)	24人	24人	24人	24人	24人	24人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	0人	+6人	6+6人	12+6人	18人
	(②+②´)-①	7人	-14人	-8人	-2人	4人	4人
	確保方策	平成28年度、平成29年度、平成30年度：地域型保育事業所を1園ずつ誘致(+6×3年)					
南陵	量の見込み①	16人	21人	20人	20人	20人	19人
	確保の内容② (保育)	21人	21人	21+9人	30人	30人	30人
	②-①	5人	0人	10人	10人	10人	11人
	確保方策	平成28年度：西浦南保育園、小鈴谷保育園の0歳児の定員を増加(+9)					
全市	量の見込み①	48人	104人	103人	103人	103人	103人
	確保の内容② (保育)	72人	72人	90人	90人	96人	96人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	3人	9人	15人	21人	24人
	(②+②´)-①	24人	-29人	-4人	2人	14人	17人

(4) 1・2歳児保育<3号認定>(認定こども園及び保育園+地域型保育)

		26年度 (10月実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青海	量の見込み①	48人	35人	38人	37人	36人	36人
	確保の内容② (保育)	49人	49人	49人	49人	49人	49人
	②-①	1人	14人	11人	12人	13人	13人
	確保方針	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	69人	77人	81人	82人	83人	84人
	確保の内容② (保育)	77人	77人	77人	77人	77+17人	94人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	+12人	12人	12人	12人	12+12人
	(②+②´)-①	8人	12人	8人	7人	23人	34人
	確保方針	平成27年度、平成31年度：地域型保育事業所を1園ずつ誘致(+12×2年) 平成30年度：鬼崎南保育園を民営化し幼保連携型認定こども園を新築・誘致(+17)					
常滑	量の見込み①	93人	150人	146人	147人	148人	149人
	確保の内容② (保育)	100人	100人	100人	100人	100人	100人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	0人	+12人	12+12人	24+12人	36人
	(②+②´)-①	7人	-50人	-34人	-23人	-12人	-13人
	確保方針	平成28年度、平成29年度、平成30年度：地域型保育事業所を1園ずつ誘致(+12×3年)					
南陵	量の見込み①	67人	49人	55人	54人	53人	52人
	確保の内容② (保育)	77人	77人	77-11人	66人	66人	66人
	②-①	10人	28人	11人	12人	13人	14人
	確保方針	平成28年度：0歳児の定員拡大に伴い、西浦南保育園、小鈴谷保育園の1・2歳児の定員を減少(-11)					
全市	量の見込み①	277人	311人	320人	320人	320人	321人
	確保の内容② (保育)	303人	303人	292人	292人	309人	309人
	確保の内容②´ (地域型)	0人	12人	24人	36人	48人	60人
	(②+②´)-①	26人	4人	-4人	8人	37人	48人

Ⅱ 現状と課題

0～2歳児の待機児童は平成26年10月1日現在ありませんが、特に人口が多い地区で希望の園に入りにくいという課題があります。

● 確保の方策と方向性

- ①子ども・子育て支援新制度では教育と保育を一体的に行う認定こども園を推進しており、本市としても幼保連携型認定こども園に移行していくことをめざします。
- ②施設面では幼稚園・保育園とも老朽化が進んでいることから、民間活力を積極的に活用して更新していくことをめざします。
- ③ニーズの多い0～2歳児の保育について対応していくために、空き部屋の有効活用や保育者の確保を引き続き行っていくとともに、新制度に基づく地域型保育事業所の誘致をめざします。

【青海地区】

3～5歳児＜1・2号認定＞

現在の確保内容を維持します。

0～2歳児＜3号認定＞

三和南保育園では平成28年度から0歳児の定員を増やします。

【鬼崎地区】

3～5歳児＜1・2号認定＞

鬼崎南保育園を平成30年度から民営化し幼保連携型認定こども園を新築・誘致します。また、鬼崎中保育園を公立のまま平成30年度から幼保連携型認定こども園に移行します。

0～2歳児＜3号認定＞

平成28年度から鬼崎北保育園では0歳児の受け入れを始めます。さらに鬼崎南保育園の0歳児の定員を増やします。また、平成27年度と31年度に0～2歳児を保育する地域型保育事業所を1園ずつ誘致します。

【常滑地区】

3～5歳児＜1・2号認定＞

平成27年度から風の丘こども園を保育所型から幼保連携型認定こども園へ移行します。また、老朽化が進んでいる常滑幼稚園について、施設の更新または大規模改修を検討していきます。

0～2歳児＜3号認定＞

平成28年度、29年度、30年度に0～2歳児を保育する地域型保育事業所を1園ずつ誘致します。

【南陵地区】

3～5歳児＜1・2号認定＞

平成27年度から波の音こども園を保育所型から幼保連携型認定こども園へ移行します。

0～2歳児＜3号認定＞

西浦南保育園では平成28年度からニーズの少ない1・2歳児の定員を減らし、0歳児の定員を増やします。小鈴谷保育園についても平成28年度からニーズの少ない1・2歳児の定員を減らし、0歳児の定員を増やします。

【参考】各地区における教育・保育施設定員数（網掛け部分は定員に変更あり）

■幼稚園

幼稚園		26年10月利用者数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青海	青海こども園	70	80	80	80	80	80
	大和幼稚園	84	150	150	150	150	150
鬼崎	鬼崎中こども園	—	—	—	—	40	40
	民間こども園	—	—	—	—	40	40
常滑	常滑幼稚園	158	180	180	180	180	180
	風の丘こども園	34	45	45	45	45	45
南陵	波の音こども園	53	45	45	45	45	45
合計		399	500	500	500	580	580

■保育園 ※（）内の数値は私的契約児

保育園定員		26年10月利用者数			27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
青海	三和南保育園	3	15	97 (38)	6	16	100	9	16	100	9	16	100	9	16	100	9	16	100
	三和西保育園	7	33	90 (25)	9	33	100	9	33	100	9	33	100	9	33	100	9	33	100
	青海こども園	—	—	31 (8)	0	0	80	0	0	80	0	0	80	0	0	80	0	0	80
鬼崎	鬼崎北保育園	0	22	119 (32)	0	22	120	3	22	120	3	22	120	3	22	120	3	22	120
	鬼崎中保育園	—	—	78 (46)	0	0	100	0	0	100	0	0	100	0	0	60	0	0	60
	鬼崎西保育園	3	30	96 (29)	9	33	90	9	33	90	9	33	90	9	33	90	9	33	90
	鬼崎南保育園	2	17	149 (28)	3	22	140	6	22	140	6	22	140	12	39	160	12	39	160
	地域型保育事業所	—	—	—	3	12	0	3	12	0	3	12	0	3	12	0	6	24	0
常滑	瀬木保育園	6	29	158 (31)	9	33	175	9	33	175	9	33	175	9	33	175	9	33	175
	風の丘こども園	9	38	85	9	39	135	9	39	135	9	39	135	9	39	135	9	39	135
	常石保育園	—	—	85 (19)	0	0	130	0	0	130	0	0	130	0	0	130	0	0	130
	丸山保育園	2	26	115 (42)	6	28	150	6	28	150	6	28	150	6	28	150	6	28	150
	地域型保育事業所	—	—	—	0	0	0	6	12	0	12	24	0	18	36	0	18	36	0
南陵	波の音こども園	6	30	82 (5)	6	28	101	6	28	101	6	28	101	6	28	101	6	28	101
	西浦南保育園	6	15	65 (18)	9	22	79	12	17	79	12	17	79	12	17	79	12	17	79
	小鈴谷保育園	1	14	65 (33)	3	17	90	9	11	90	9	11	90	9	11	90	9	11	90
	SAKAI保育園	3	8	25 (3)	3	10	30	3	10	30	3	10	30	3	10	30	3	10	30
合計		48	277	1,340 (357)	75	315	1,620	99	316	1,620	105	328	1,620	117	357	1,600	120	369	1,600

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（18～19 時までの希望）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
青海	量の見込み①	28 人	31 人	30 人	30 人	28 人	29 人
	確保の内容②	28 人 (1 園)	31 人 (2 園)	30 人 (2 園)	30 人 (2 園)	28 人 (2 園)	29 人 (2 園)
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	45 人	85 人	83 人	83 人	87 人	89 人
	確保の内容②	45 人 (2 園)	85 人 (2 園)	83 人 (2 園)	83 人 (2 園)	87 人 (2 園)	89 人 (2 園)
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
常滑	量の見込み①	36 人	88 人	92 人	92 人	93 人	93 人
	確保の内容②	36 人 (1 園)	88 人 (3 園)	92 人 (3 園)	92 人 (3 園)	93 人 (3 園)	93 人 (3 園)
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
南陵	量の見込み①	7 人	36 人	35 人	34 人	33 人	34 人
	確保の内容②	7 人 (2 園)	36 人 (2 園)	35 人 (2 園)	34 人 (2 園)	33 人 (2 園)	34 人 (2 園)
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
全市	量の見込み①	116 人	240 人	240 人	239 人	241 人	245 人
	確保の内容②	116 人 (6 園)	240 人 (9 園)	240 人 (9 園)	239 人 (9 園)	241 人 (9 園)	245 人 (9 園)
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※確保の内容は、時間外保育の希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えるため①＝②としています。

II 現状と課題

平成 26 年度から三和南保育園、丸山保育園、風の丘こども園で 19 時までの延長保育を開始しました。このことにより、常滑市全体で9園で実施しています。

▶ 確保の方策と方向性

19 時までの長時間保育（最長で 11 時間 30 分）は、必要な方については今まで通り希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えていきます。

（２）放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

		26 年度 (10 月実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
青海	量の見込み①	35 人	45 人	46 人	45 人	44 人	47 人
	確保の内容②	80 人 (2 クラス)	80 人 (2 クラス)	80 人 (2 クラス)	80 人 (2 クラス)	80 人 (2 クラス)	80 人 (2 クラス)
	②－①	45 人	35 人	34 人	35 人	36 人	33 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	152 人	197 人	199 人	188 人	172 人	162 人
	確保の内容②	120 人 (3 クラス)	200 人 (5 クラス)	200 人 (5 クラス)	200 人 (5 クラス)	200 人 (5 クラス)	200 人 (5 クラス)
	②－①	－32 人	3 人	1 人	12 人	28 人	38 人
	確保方策	平成 27 年度から明和児童館を 2 クラスに分け、西之口児童館と民間児童育成クラブ 2 カ所と合わせて 5 クラスを開設					
常滑	量の見込み①	149 人	204 人	219 人	241 人	258 人	268 人
	確保の内容②	130 人 (3 クラス)	200 人 (5 クラス)	240 人 (6 クラス)	240 人 (6 クラス)	280 人 (7 クラス)	280 人 (7 クラス)
	②－①	－19 人	－4 人	21 人	－1 人	22 人	12 人
	確保方策	平成 27 年度に常滑児童センター、常滑西小学校児童クラブを各 2 クラスに分け、民間児童育成クラブと合わせて 5 クラスを開設 平成 28 年度に常滑東小学校区内に 1 クラスを開設 平成 30 年度に常滑東小学校区内に 1 クラスを開設					
南陵	量の見込み①	67 人	92 人	91 人	90 人	89 人	87 人
	確保の内容②	120 人 (3 クラス)	120 人 (3 クラス)	120 人 (3 クラス)	120 人 (3 クラス)	120 人 (3 クラス)	120 人 (3 クラス)
	②－①	53 人	28 人	29 人	30 人	31 人	33 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					
全市	量の見込み①	403 人	538 人	555 人	564 人	563 人	564 人
	確保の内容②	450 人 (11 クラス)	600 人 (15 クラス)	640 人 (16 クラス)	640 人 (16 クラス)	680 人 (17 クラス)	680 人 (17 クラス)
	②－①	47 人	62 人	85 人	76 人	117 人	116 人

Ⅱ 現状と課題

常滑市では、児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業に基づき、仕事や母親等の病気などの事情で、小学校の放課後に家庭で児童をみる人がいない場合、『児童育成クラブ』で児童の育成指導を行っています。平成26年4月現在、公立9カ所と私立2カ所の計11カ所で育成指導を行っており、すべての小学校区で実施しています。

今後は、改正児童福祉法が施行される平成27年4月から、対象年齢が3年生から6年生に拡大されるため、施設の拡充と指導員の確保が課題となります。

▶ 確保の方策と方向性

青海地区は、引き続き三和児童館と大野児童センターの計2クラスで実施していきます。

鬼崎地区の鬼崎北小学校区においては、平成27年度から西之口児童館と新たに社会福祉協議会が運営する民間の児童クラブの2クラスで実施します。鬼崎南小学校区においては、平成27年度から明和児童館を2クラスに分けて、民間のにじの丘児童クラブの3クラスで実施し、鬼崎地区全体で計5クラスを開設いたします。また、平成29年度中に明和児童館の民間委託などを検討していきます。

常滑地区は、平成27年度から常滑児童センターと常滑西小学校児童育成クラブを各2クラスに分けて、飛香台のひこうきぐも児童クラブを合わせて計5クラスを開設いたします。また、平成28年度には、民間委託などにより1クラス増やし計6クラスを開設いたします。平成30年度も、民間委託などにより1クラス増やし計7クラスを開設いたします。

南陵地区は、西浦北小学校児童育成クラブと西浦南児童館、小鈴谷児童館の計3クラスで実施していきます。

今後、児童育成クラブは小学校内への移行と民間委託などを検討していきます。

■ 常滑児童センター児童育成クラブ



(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	12 件	15 件	20 件	25 件	25 件	30 件
	確保の内容②	12 件 (2 カ所)	15 件 (2 カ所)	20 件 (2 カ所)	25 件 (2 カ所)	25 件 (2 カ所)	30 件 (2 カ所)
	②－①	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、利用を希望する児童に対してすべて実施していくため①＝②としています。

II 現状と課題

常滑市では、児童福祉施設等において一時的に養育又は保護する子育て短期支援事業を実施しています。平成26年4月現在、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は市内では児童養護施設八波寮と児童養護施設松籟荘の2カ所で実施しています。夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していません。

▶ 確保の方策と方向性

引き続き、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は実施していき、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は、アンケート調査の結果、ニーズがなかったため実施の予定はありません。

■八波寮



■松籟荘



（４）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	484 人	508 人	508 人	509 人	512 人	513 人
	確保の内容②	484 人	508 人	508 人	509 人	512 人	513 人
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、すべての乳児を対象に訪問事業を行っていくため、①＝②としています。

Ⅱ 現状と課題

常滑市では、妊産婦、乳児を対象に赤ちゃん訪問を実施しています。助産師・保健師がお宅に訪問し、赤ちゃんの相談などをお受けします。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡ししている「赤ちゃん連絡票」をもとに助産師・保健師がご連絡し、すべての家庭に随時家庭訪問を実施しています。

▶ 確保の方策と方向性

引き続き、すべての家庭に訪問が実施できるように、関連機関と連携して赤ちゃんの養育状況の把握に努めます。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	39 件	60 件	80 件	100 件	110 件	120 件
	確保の内容②	39 件	60 件	80 件	100 件	110 件	120 件
	②－①	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、支援が必要な家庭に対してはすべて実施していくため、①＝②としています。

Ⅱ 現状と課題

養育支援が特に必要な家庭へ定期的に訪問をし、愛着の絆を深める子育て支援を行っています。平成25年度から相談及び訪問支援を行う臨時保育士を、子育て総合支援センターに１名配置しており、平成25年度は延べ39件訪問支援を行いました。

▶ 確保の方策と方向性

引き続き、関係機関との連携を密にして、支援が必要な方が利用できるように制度の周知を図っていきます。

（６）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
青海	量の見込み①	523 人／月	383 人／月	400 人／月	393 人／月	385 人／月	383 人／月
	確保の内容②	523 人／月 (1 カ所)	383 人／月 (1 カ所)	400 人／月 (1 カ所)	393 人／月 (1 カ所)	385 人／月 (1 カ所)	383 人／月 (1 カ所)
	②－①	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月
	確保方策	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	25 人／月	953 人／月	987 人／月	1,001 人／月	1,015 人／月	1,030 人／月
	確保の内容②	25 人／月 (1 カ所)	953 人／月 (1 カ所)	987 人／月 (1 カ所)	1,001 人／月 (1 カ所)	1,015 人／月 (3 カ所)	1,030 人／月 (3 カ所)
	②－①	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月
	確保方策	30 年度に 2 カ所の幼保連携型認定こども園内に子育て支援センターを開設					
常滑	量の見込み①	1,969 人／月	2,139 人／月	2,100 人／月	2,117 人／月	2,131 人／月	2,147 人／月
	確保の内容②	1,969 人／月 (1 カ所)	2,139 人／月 (1 カ所)	2,100 人／月 (1 カ所)	2,117 人／月 (1 カ所)	2,131 人／月 (1 カ所)	2,147 人／月 (1 カ所)
	②－①	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月
	確保方策	現在の確保内容を維持					
南陵	量の見込み①	780 人／月	293 人／月	314 人／月	308 人／月	304 人／月	298 人／月
	確保の内容②	780 人／月 (1 カ所)	293 人／月 (2 カ所)	314 人／月 (2 カ所)	308 人／月 (2 カ所)	304 人／月 (2 カ所)	298 人／月 (2 カ所)
	②－①	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月	0 日／月
	確保方策	現在の確保内容を維持					
全市	量の見込み①	3,297 人／月	3,768 人／月	3,801 人／月	3,819 人／月	3,835 人／月	3,858 人／月
	確保の内容②	3,297 人／月 (4 カ所)	3,768 人／月 (5 カ所)	3,801 人／月 (5 カ所)	3,819 人／月 (5 カ所)	3,835 人／月 (7 カ所)	3,858 人／月 (7 カ所)
	②－①	0 人／月	0 人／月	0 人／月	0 人／月	0 人／月	0 人／月

※確保の内容は、子育て支援センターはすべての利用者を受け入れて実施していくため、①＝②としています。

Ⅱ 現状と課題

常滑市では、子育てに喜びを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをめざし、子育ての総合的な支援を図るため、地域子育て支援拠点事業を実施しています。平成 26 年 7 月に福祉会館内にあった子育て総合支援センターが「とこなめ市民交流センター」内に移転しました。また、鬼崎西保育園内にあった子育て支援センターを小鈴谷保育園内に移転いたしました。

青海地区は青海こども園内の子育て支援センター、鬼崎地区はとこなめ市民交流センター内の子育て総合支援センター、常滑地区は風の丘こども園内の子育て支援センター、南陵地区は波の音こども園内の子育て支援センターと、小鈴谷保育園内の子育て支援センターの計 5 カ所になります。

確保の方策と方向性

とこなめ市民交流センター内の子育て総合支援センターを中心に4カ所の子育て支援センターで子育て支援を実施していき、平成30年度に鬼崎地区の幼保連携型認定こども園2カ所に子育て支援センターを開設します。1カ所の子育て総合支援センターと6カ所の子育て支援センターで幅広く実施していきます。

(7) 保育園での一時保育

一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園で保育をする事業。

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み①	3,406人/年	11,418人/年	11,263人/年	11,344人/年	11,591人/年	11,785人/年
	確保の内容②	11,880人/年	11,880人/年	11,880人/年	11,880人/年	11,880人/年	11,880人/年
	②－①	8,474人/年	462人/年	617人/年	536人/年	289人/年	95人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持					

II 現状と課題

三和南保育園、鬼崎北保育園、鬼崎南保育園、丸山保育園、西浦南保育園、小鈴谷保育園、私立波の音こども園、私立風の丘こども園の8園で実施しています。

確保の方策と方向性

平成28年度に鬼崎西保育園の旧子育て支援センター室を改装して、鬼崎南保育園で行っていた一時保育を鬼崎西保育園へ移行し、引き続き、8園で一時的に家庭での保育ができない児童を保育園等で保護者に代わって保育を実施していきます。

■子育て総合支援センター



（８）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

預かり保育は、通常の教育時間後や長期休業期間中などに行われる教育活動のことで、認定こども園の幼稚園部児童や幼稚園児童が利用する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
青海	量の見込み①	735 人/年	15 人/年	14 人/年	14 人/年	13 人/年	14 人/年
	確保の内容②	735 人/年	15 人/年	14 人/年	14 人/年	13 人/年	14 人/年
	②－①	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持					
鬼崎	量の見込み①	760 人/年	960 人/年	875 人/年	881 人/年	944 人/年	978 人/年
	確保の内容②	760 人/年	960 人/年	875 人/年	881 人/年	944 人/年	978 人/年
	②－①	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持					
常滑	量の見込み①	0 人/年	2,580 人/年	2,822 人/年	2,806 人/年	2,873 人/年	2,828 人/年
	確保の内容②	0 人/年	2,580 人/年	2,822 人/年	2,806 人/年	2,873 人/年	2,828 人/年
	②－①	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	確保方策	平成 27 年度中に常滑幼稚園で実施するかを検討					
南陵	量の見込み①	1,806 人/年	142 人/年	123 人/年	122 人/年	116 人/年	125 人/年
	確保の内容②	1,806 人/年	142 人/年	123 人/年	122 人/年	116 人/年	125 人/年
	②－①	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持					
全市	量の見込み①	3,301 人/年	3,697 人/年	3,834 人/年	3,823 人/年	3,946 人/年	3,945 人/年
	確保の内容②	3,301 人/年	3,697 人/年	3,834 人/年	3,823 人/年	3,946 人/年	3,945 人/年
	②－①	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

※確保の内容は、利用を希望する児童に対してすべて実施していくため、①＝②としています。

Ⅱ 現状と課題

青海こども園、私立大和幼稚園、私立風の丘こども園、私立波の音こども園で在園児の預かり保育を行っています。また、常滑地区の常滑幼稚園では現在実施しておりません。

▶ 確保の方策と方向性

二丁の高い常滑地区の常滑幼稚園で、平成 27 年度中に月 14 日以内に 16 時まで在園児を預かる、預かり保育を行うことを検討します。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしていただける人（援助会員）が会員となって、子育てを助け合う事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	317 人	340 人	360 人	380 人	400 人	420 人
	確保の内容②	317 人	340 人	360 人	380 人	400 人	420 人
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、量の見込みと確保の内容は会員数を表しているため、①＝②としています。

II 現状と課題

常滑市では、平成 18 年 1 月から事業を開始し、常滑市社会福祉協議会に事務を委託しています。平成 26 年 3 月現在、依頼会員は 184 人、援助会員は 66 人、両方会員は 67 人、計 317 人で会員数は横ばいです。支援内容は、保育園、育成クラブ等の送り迎え、保護者が病院や学校行事などに行く間の一時預かりなどが主なものです。

▶ 確保の方策と方向性

今後は、支援が必要な方が利用できるように、広報などを利用し積極的に制度の周知を図っていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	1,334 人/年	1,400 人/年	1,450 人/年	1,500 人/年	1,550 人/年	1,600 人/年
	確保の内容②	2,900 人/年 (1 カ所)	2,900 人/年 (1 カ所)	2,900 人/年 (1 カ所)	2,900 人/年 (1 カ所)	2,900 人/年 (1 カ所)	2,900 人/年 (1 カ所)
	②－①	1,566 人/年	1,500 人/年	1,450 人/年	1,400 人/年	1,350 人/年	1,300 人/年
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、定員 10 人×年間開所日数 290 日＝2,900 人/年としています。

II 現状と課題

病気やけがのため家庭で保育できない 6 カ月から概ね小学生までの児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。常滑市では医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施しています。

▶ 確保の方策と方向性

引き続き、医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施していきます。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①	529 人	508 人	509 人	512 人	513 人	512 人
	確保の内容②	529 人	508 人	509 人	512 人	513 人	512 人
	②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保方策	現在の確保内容を維持					

※確保の内容は、すべての妊婦を対象に検診を実施していくため、①＝②としています。

Ⅱ 現状と課題

常滑市では、保健センターですべての妊婦が健診を受けられるように、母子手帳を交付時に、「妊産婦・乳児健康診査受診票」をお渡ししており、子宮頸がん検診 1 回、妊婦健診 14 回、産婦健診 1 回、乳児健診 2 回が公費負担で受診できるように補助しています。

▶ 確保の方策と方向性

引き続き、すべての妊婦が健診を受けられるように、母子手帳交付時に「妊産婦・乳児健康診査受診票」をお渡ししていきます。

(12) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

		25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
全市	量の見込み①			1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	確保の内容②			1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	②－①			1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所
	確保方策	平成 28 年度から子育て総合支援センターに 1 カ所設置					

Ⅱ 現状と課題

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度によって始まる新規事業であるため、平成 27 年度中に事業の開始に向けた準備を行っていきます。

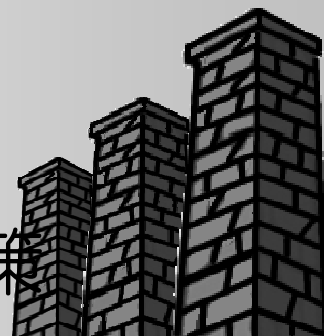
▶ 確保の方策と方向性

平成 28 年度から子育て総合支援センターに専任職員を 1 名配置し、1 カ所設置いたします。



第 5 章

子ども・子育て支援施策



第5章 子ども・子育て支援施策

1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況が見られています。そのため、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園等に入園できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行っていくことが求められています。

常滑市では、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、一斉申込みの時に4月入園の方のみでなく、年度途中の入園申し込みも受け付けています。また、ホームページで保育園等の空き状況を随時掲載しており、情報提供の推進に努めます。

事業名	事業内容	課名
育児休業明けの円滑な利用	毎年、11月頃に翌年度の保育園等の一斉申込みを実施していますが、年度途中の入園申し込みも受け付けます。	こども課
情報提供の推進	常滑市役所のホームページに私立の保育園等も含めて空き状況を随時掲載しています。	こども課

2 子ども・子育てに関する専門的な支援

(1) 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園、学校などと連携し、相談・対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進めていきます。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めます。

常滑市では、相談指導事業として、保健師や家庭児童相談員などの専門職員が相談に応じる体制を整えています。また、ネットワーク事業として、要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報の共有化を進めています。

事業名	事業内容	課名
相談指導事業	保健師が育児不安等必要に応じて電話や面接にて相談に応じます。その他必要な機関と連携を図り支援します。	保健予防課
	DV 被害者のための専門相談員による相談を実施します。	安全協働課
	こども課と子育て総合支援センターに、専任の家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携をとり、状況把握及び必要な助言を行います。	こども課
ネットワーク事業	要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月、実務者会議を開催します。また、緊急な対応が必要な時には個別ケース検討会議を開催します。	こども課

（２）母子・父子家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は経済的・精神的に問題を抱えやすい状態になりうるため、生活の安定と児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とするさまざまな支援を行っています。子どもの最善の利益を考え、社会的自立ができるように、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援など総合的な対策を推進します。

常滑市では、母子・父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給する児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給しています。また、母子・父子家庭等への医療費を補助する「母子・父子家庭医療費支給事業」や、生活の安定を図るため「母子家庭自立支援給付金」の支給、生活援助が必要な家庭に対して家庭生活支援員を派遣する「母子家庭等日常生活支援事業」など様々なひとり親家庭に対する支援を実施しており、これからもこれらの事業を継続して実施していきます。

事業名	事業内容	課名
児童扶養手当支給	母子家庭・父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため児童扶養手当を支給します。	こども課
常滑市遺児手当支給	常滑市では、児童が心身ともに健やかに成長するように母子家庭・父子家庭等に対して、児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給します。	こども課
母子・父子家庭医療費支給事業	県の補助事業及び市の単独事業とし、保健の向上、福祉の増進、生活の安定を図ることも目的として、医療費の一部を助成します。	保険年金課
ひとり親相談支援	母子自立支援員が離婚、離婚後の生活設計、母子家庭の手当、支援策などについて相談に応じます。	こども課
母子家庭自立支援給付金	母子家庭の生活の安定化を図るため、「自立支援教育訓練給付金」、「高等技能訓練促進費」を支給します。	こども課
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の自立を促進するため、一時的に生活援助等が必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。	こども課
保育料等の軽減	保育料徴収基準額について、母子家庭については半額減免、父子家庭については1階層下の保育料を適用します。今後は、父子家庭についても半額減免を検討していきます。また、児童育成クラブの利用料についても、母子・父子家庭については半額減免をします。	こども課

（３）障がい児施策の充実

すべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めます。

常滑市では、常滑市立児童発達支援センター千代ヶ丘学園を民間の専門性を活かした質が高く効率的なサービスの提供を実現するために、平成26年度から社会福祉法人知多学園へ運営を承継し「ちよがおか」として事業開始しました。民営化した児童発達支援センター「ちよがおか」は、地域支援として相談支援事業と保育所等訪問支援事業を実施し、相談支援事業では、ちよがおかの利用者のみでなく、すべての障がい児のサービス等利用計画を作成し、サービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行っています。

また、保育園等に入園する前の幼児で言葉や発達の遅れなど、育児不安などをもつ母親と子どもに対し『親子育児教室事業』を実施しています。保健師、家庭児童相談員、児童発達支援センターちよがおか職員、保育士、発達相談員が指導にあたり、職員の助言や他の親子との関わりを通じて、自分の子どもの発達を理解します。

事業名	事業内容	課名
障害児手当の支給	障がい児に対して、各種手当を支給します。 ・常滑市心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当	福祉課 こども課
障害児福祉サービス	障がいのある児童が、在宅生活支援サービスが利用できるように、ホームヘルプやショートステイ、地域生活支援事業の日中一時支援などの利用決定を行います。 また、療育や訓練などを受けることで円滑な地域生活や集団生活が行えるように、児童発達支援センター（「ちよがおか」など）や放課後等デイサービスの利用決定を行います。	福祉課 こども課
親子育児教室事業	保育園等に入園する前の幼児（１歳６ヶ月健診後）で言葉に遅れや発達に遅れなど、育児不安などをもつ親と子どもに対して、保健師や保育士などが『親子育児教室事業』を実施します。	保健予防課 こども課

（４）児童の健全育成の環境づくり

児童の健全育成は、遊びを通じた仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があります。今後も多くの児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす環境の整備を行っていきます。

事業名	事業内容	課名
児童館事業	児童の健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、市内に児童館を設置していますが、利用者は児童育成クラブの児童が多数を占めています。今後、児童館で行っている児童育成クラブを小学校内に移行し、また移行に合わせて統廃合を検討していきます。	こども課
子ども会育成事業	児童の健全育成に努めている子ども会及び子ども会連絡協議会へ補助金を支給し、活動を援助します。	こども課
子ども文化教室	小学生・中学生を対象に、公民館などで陶芸・自然・英会話・遊びなど青少年の関心や興味のある内容の文化活動を体験して、自己の向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
わくわく体験教室	小学生・中学生～概ね 20 歳を対象に青少年の関心や興味のある体験を通して、自己の向上に努めていくきっかけとし、さらには自主的・主体的な活動を支援します。	生涯学習 スポーツ課
夏休みボランティア体験スクール	中学生・高校生を対象とし、夏休みを利用して、ボランティア活動を体験することにより、お年寄りや障がいのある人に対する理解を深め、福祉についての関心を高める事業を実施します。	生涯学習 スポーツ課
たんぽぽ広場・えほんであそぼ！	就学前の子どもとその保護者を対象に、子育てネットワーカー等が公民館などで絵本の読み聞かせや手遊びなどを行います。	生涯学習 スポーツ課
家庭教育学級（幼児期） 家庭教育セミナー（思春期）	幼児期・思春期の子どもを持った家族や家庭教育に関心のある人を対象に、公民館などで講座・教室を実施します。	生涯学習 スポーツ課

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 男女の働き方の見直しと多様な働き方の実現

仕事と家庭の両立を図るため、男性の育児参加への理解や職場や地域社会に対して、育児休業制度、再雇用制度などの普及を啓発・促進し、意識改革の情報提供に努めていきます。

事業名	事業内容	課名
男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向けて策定した計画を基に、男女の自立と平等意識の啓発、男女共同参画情報提供・啓発、行政における推進体制の確立、民間推進団体への支援などを行います。	安全協働課
育児休業制度の普及促進	「子育てに関する休暇制度一覧」を作成し、育児休業制度の普及を図り、行政機関が率先して休暇の取りやすい職場環境の整備をします。	職員課
	母子手帳交付時に、制度のPR・普及を図ります。	保健予防課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

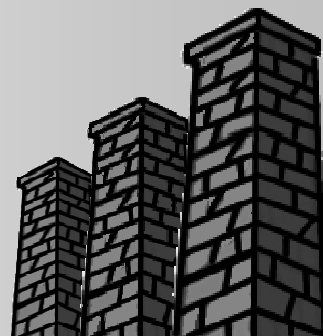
子育て中の男女が職場生活と家庭生活を両立できるように、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進します。

事業名	事業内容	課名
病児・病後児保育事業（再掲）	病気やけがのため家庭で保育できない児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。常滑市では医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施します。	こども課
時間外保育事業（再掲）	三和南、三和西、鬼崎西、鬼崎南、瀬木、丸山、SAKAI、波の音こども園、風の丘こども園の9園で19時までの延長保育を実施します。	こども課
保育園での一時保育（再掲）	一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園等で1ヶ月につき14日以内で保育します。常滑市では、三和南保育園を始め8園で実施します。	こども課
児童育成クラブ事業（再掲）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、常滑市ではすべての小学校区で実施します。	こども課



第 6 章

計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

（１）多様な主体との連携による推進

本計画は、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業所、学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

（２）情報提供・周知

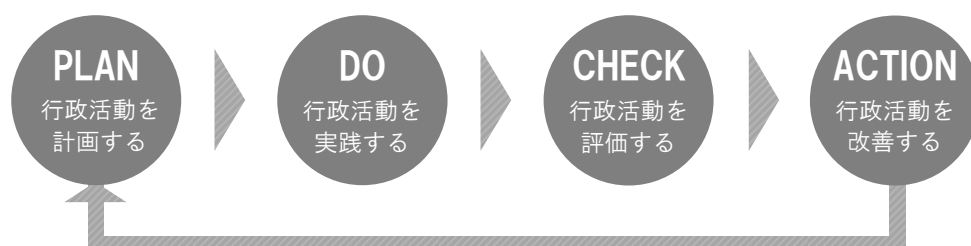
広報とこなめやホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画の進捗・評価

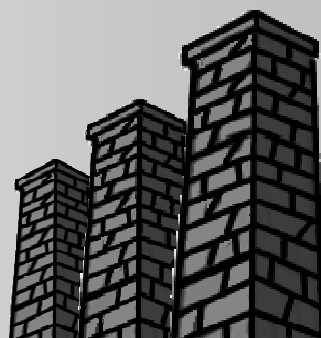
計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

【計画の進捗評価のイメージ（PDCAサイクル）】



資料編



資料編

1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、常滑市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- （3） 子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- （4） 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（組織）

第3条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 条第 2 項に規定する保護者を代表する者
- （2） 事業者を代表する者
- （3） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度において委嘱した委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

■子ども・子育て会議風景



2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日】

	氏名	摘要
会長	市野 栄一	とこなめ子育て支援協議会会長
副会長	柴田 弘美	とこなめ子育て支援協議会副会長
委員	相武 亜紀	常滑市小中学校 P T A 連絡協議会副会長（母代）
委員	久田 千晴	幼稚園 P T A 会長（常滑幼稚園）
委員	伊藤 奈穂	保育園父母の会代表（鬼崎南保育園）
委員	伊藤 ゆり	子育てネットワーカー代表
委員	久田しのぶ	幼・保育園代表園長（青海こども園園長）
委員	竹本 房枝	子育て総合支援センター所長

事務局	関 雄二	福祉部こども課長
	赤井 治美	福祉部こども課指導主事
	桑山 伊吹	福祉部こども課課長補佐
	相武 真一	福祉部こども課主査
	江坂 大輔	福祉部こども課主事
	竹内 久美子	福祉部こども課主事

3 計画策定の経過

年月日	内容
平成 25 年 8 月 28 日	第 1 回常滑市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議の設置経緯について ・アンケート調査について
平成 25 年 10 月 7 日～ 10 月 21 日	アンケート調査の実施
平成 25 年 12 月 20 日	第 2 回常滑市子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について
平成 26 年 3 月 19 日	第 3 回常滑市子ども・子育て会議 ・「市町村子ども子育て支援事業計画」策定について ・ニーズ量について ・アンケート調査結果（自由回答まとめ）について
平成 26 年 5 月 27 日	第 4 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
平成 26 年 8 月 8 日	第 5 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 8 月 25 日	第 8 回市議会協議会 ・子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 9 月 12 日	幼児教育・保育に関する条例 3 議案及び児童健全育成事業に関する条例 1 議案を議決
平成 26 年 10 月 8 日	常滑市子ども・子育て支援事業計画庁内会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 11 月 4 日	第 6 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 11 月 28 日	第 10 回市議会協議会 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画案について
平成 26 年 12 月 1 日～ 12 月 25 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 18 日	第 7 回常滑市子ども・子育て会議 ・常滑市子ども・子育て支援事業計画最終案の説明

4 用語集

あ行

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か行

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

時間外保育事業

通常の保育時間（11 時間）前・終了後の最小1 時間延長して保育を行う。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年4月1 日から施行されている法律。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童発達支援センター

障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設。地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、または虐待など不適切な養育を受けているなどさまざまな事情により、家族による養育が困難な2歳から概ね18歳の子どもたちが生活している施設。

小規模保育

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の3つ事業類型がある。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、児童養護施設等で数日預かる事業。

た行

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

トワイライトステイ事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

- 幼保連携型…学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設として、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

- 幼稚園型…認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- 保育所型…認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

は行

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

保育園での一時保育

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

ら行

利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていく事業。地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付ける。

常滑市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年2月

発行：常滑市福祉部こども課

〒479-8610
愛知県常滑市新開町4-1
TEL：0569-47-6113
FAX：0569-35-7879